

新潟市人権教育・啓発推進計画 (事務局修正案)

事務局修正案について

- ・この案は、第4回委員会の資料3「事務局案」に対する各委員からのご意見を受け、事務局及び庁内の担当課が修正したものです。
- ・第4回委員会以降の修正箇所を朱書きしています。
- ・本文以外にも、巻頭、巻末データや途中のグラフも実際に近い姿で入れてあります。
- ・第5回委員会ではこの修正案について、事務局から内容を説明し、ご意見をいただきます。

令和2年3月改訂

はじめに

新潟市は2007（平成19）年の政令指定都市移行を経て、2008（平成20）年に新潟市自治基本条例を制定、「市民一人ひとりの人権が大切にされるまち」を宣言しています。同年、従来の施策を尊重しながら総合的で、実効性のある人権施策を推進するため、「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。2015（平成27）年には、新潟市の新たな総合計画である「にいがた未来ビジョン」を策定し、「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」を目指すこととしました。同年、本計画策定後の人権を取り巻く国内外の動向や社会状況の変化に対応し、かつ「にいがた未来ビジョン」の方向性に合わせて、本計画の改訂を行っています。

2015（平成27）年の改訂から5年が経過し、この間、個別の人権課題の法整備が進む一方、依然として差別や偏見、いじめなどの人権問題が発生しています。また、情報化や価値観の多様化など社会情勢の変化に伴う新たな人権問題も生じています。

このような状況を踏まえ、人権を取り巻く社会状況の変化に対応するための見直しを行い、人権教育及び人権啓発に係る施策をさらに効果的に推進していくため、本計画の2回目の改訂を行いました。

今後も本計画に基づき人権施策に取り組み、「市民一人ひとりの人権が大切にされるまち」の実現に努めていきます。

目 次

第1章 基本的な考え方

- 1 人権の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画期間及び改訂・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5

第2章 策定にあたって

- 1 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 世界の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 国内の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 新潟市の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) これまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 市民意識調査からみる市民の人権に関わる意識・・・・・・・・ 4
 - (3) 今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

第3章 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

- 1 基本的あり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- 2 基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
 - (1) 「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ・・・・・・・・ 1 5
 - (2) リーガル・リテラシー（法を理解し使いこなす力）を重視する・・ 1 6
 - (3) 人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける・・・・・・・・ 1 6
 - (4) 多様性（ダイバーシティ）と包括・受容性（インクルージョン）
の意識を醸成する・・・・・・・・ 1 6
 - (5) 人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する・・・・・・・・ 1 7

第4章 人権施策の方向

- 1 さまざまな場・機会における人権教育・啓発の推進等・・・・・・・・ 1 8
 - (1) 市職員に対する人権教育・研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
 - (2) 地域社会における人権教育・啓発の推進・・・・・・・・・・ 1 9
 - (3) 学校における人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
 - (4) 生涯学習における人権教育・啓発の支援・・・・・・・・・・ 2 0
 - (5) 民間団体における人権教育・啓発の支援・・・・・・・・・・ 2 0
 - (6) 企業における人権教育・啓発の支援・・・・・・・・・・ 2 0
 - (7) インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進・・・・・ 2 0
- 2 人権救済のための相談制度の充実等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
 - (1) 各種相談に対応できる相談体制の充実・・・・・・・・・・ 2 3

| | |
|---------------|----|
| (2) 相談窓口の周知 | 23 |
| (3) 関係機関等との連携 | 23 |
| (4) 救済制度の充実 | 23 |

第5章 分野別人権施策の推進

| | |
|-------------------|----|
| 1 女性 | 24 |
| 2 子ども | 25 |
| 3 高齢者 | 27 |
| 4 障がい者 | 29 |
| 5 同和問題 | 31 |
| 6 外国籍市民等 | 33 |
| 7 HIV感染者・ハンセン病患者等 | 35 |
| 8 新潟水俣病被害者 | 36 |
| 9 北朝鮮当局による拉致被害者 | 36 |
| 10 性的マイノリティ | 36 |
| 11 さまざまな人権問題 | 39 |

第6章 総合的かつ効果的な計画推進に向けて

| | |
|---------------------|----|
| 1 庁内推進体制の充実 | 42 |
| 2 関係機関や民間団体等との連携・協働 | 42 |
| 3 計画の評価 | 42 |
| 主な用語の解説 | 44 |

巻末資料

| | |
|---------|----|
| 改訂までの経過 | 48 |
|---------|----|

「障がい」の表記について

「障がい」の表記については、国においては「法令における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、…」(平成22年12月17日、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」障がい者制度改革推進会議)としていますが、「常用漢字表は地方公共団体や民間組織において、…(省略)…。それぞれの考え方に基づいた表記を用いることが可能である。」(平成30年11月22日、「「障害」の表記に関するこれまでの考え方(国語分科会確認事項)」文化審議会国語分科会)と確認されています。

これらを踏まえ、新潟市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、原則として「障がい」とひらがなで表記します。ただし、法令やそれに基づく制度、施設名、法人などの固有名詞は「障害」と漢字で表記します。

第1章 基本的な考え方

1 人権の基本的考え方

現代の民主的な市民社会における人権とは、個人の尊厳に基づく、誰からも侵されることのない固有の権利です。また、すべての人々が個人としての生存と自由を確保し、幸福を迫及するために等しく保障される権利です。これら基本的人権の尊重は、日本国憲法の原則となっています。

人権は誰もが持っている権利で、これが侵害されたときは公の制度によって救済される「法的な権利」でもあります。人権を守るためには、「思いやり」や「やさしさ」だけの問題とするのではなく、差別や虐待などの人権侵害を自分自身のことととらえ、許さず、なくしていくことが必要です。

また、人は、一人ひとりがかげがえのない存在であり、多様な個性や可能性を持って生まれてきます。国籍や人種、宗教、性別、年齢、障がいの有無、価値観などにかかわらず、お互いを尊重し、認め合い、活かし合う多様性（ダイバーシティ）や包括・受容性（インクルージョン）についての意識を醸成することで、人権が尊重され、差別を生まない社会につながります。

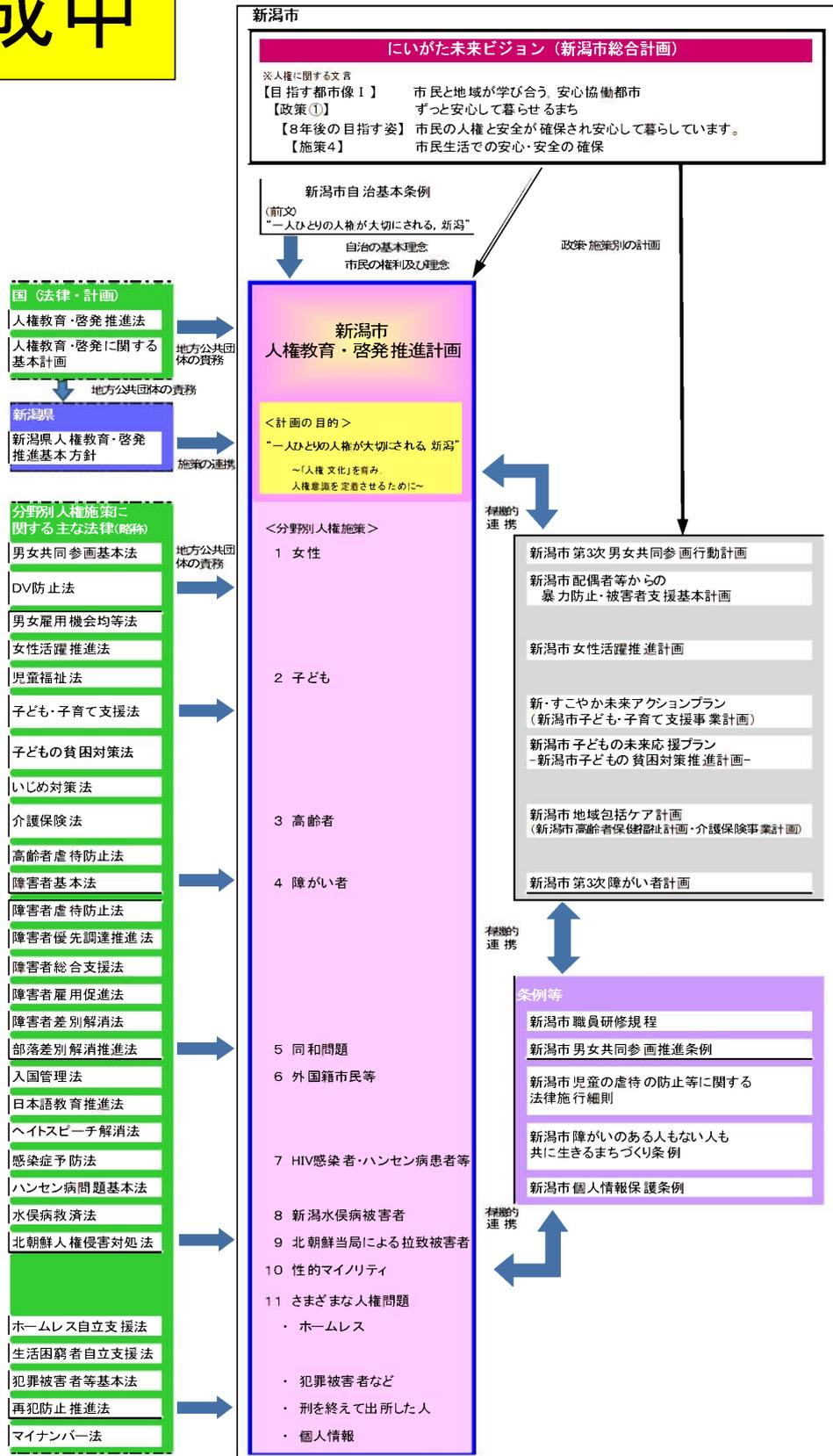
2 計画の位置付け

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、新潟市の人権教育・啓発の総合的な推進を図るための全体像を示すものです。

また、新潟市の最上位の計画である「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」が目指す、「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」の未来都市像の実現のため、分野別の計画のひとつとして、人権施策を推進するうえで基本的な考え方等を示しています。他の分野別の計画と本計画は、人権施策の方向性を共有し、相互に有機的に連動しています。

作成中

新潟市人権教育・啓発推進計画の位置付け



※「分野別人権施策に関する主な法律」から「新潟市人権教育・啓発推進計画」へは「地方公共団体の責務」の他「相談体制の充実」、「教育及び啓発」、「連携」等がある。

3 計画の目的

3と4を入れ替え

“一人ひとりの人権が大切にされる新潟”

～「人権文化」を育み，人権意識を定着させるために～

新潟市は，2008（平成20）年に制定した「新潟市自治基本条例」において「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を，「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」では「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」を未来都市像として掲げています。

本計画は，これらを実現するため，「人権文化」を育み，人権意識を定着させることを目的とします。

- * 本計画における「人権文化」とは，人権が理念や法的基準として理解されるだけでなく，日常の暮らしの中で人権が実現されるよう人々が行動するありさまをいう。

4 計画期間及び改訂

3と4を入れ替え

本計画の期間は，2020（令和2）年4月から2025（令和7）年3月までの5年間とします。ただし，「にいがた未来ビジョン」の計画最終年度である2022（令和4）年度末までの取組状況，又は社会状況の変化などにより，必要に応じて見直すものとします。

計画の見直しにあたっては，学識経験者，関係行政機関の職員，関係団体の職員，公募による市民等を委員として構成し，設置している「新潟市人権教育・啓発推進委員会」を開催しながら進めていきます。

第2章 策定にあたって

1 策定の背景

(1) 世界の動き

二度にわたる世界大戦を経て、世界における平和と安全の維持のために国際連合が設立されました。1948（昭和23）年に国際連合の総会において、人権及び基本的自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。1966（昭和41）年には、「世界人権宣言」で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、「国際人権規約」が採択され発効しました。

このほか「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「人種差別撤廃条約」、「拷問等禁止条約」など多くの人権条約が採択され発効し、また「国際婦人年」、「国際児童年」ほか各テーマ別に国際年を定めるなど、人権問題への国際的取組が行われてきました。

1994（平成6）年の国連総会において、1995（平成7）年から2004（平成16）年までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、世界各国における人権教育の普及などの取組として、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。2004（平成16）年には国連総会において「人権教育のための世界計画」が決議されました。

また、2006（平成18）年に障がい者の権利を保障する「障害者権利条約」、拉致問題を含む「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」が採択され発効しました。

(2) 国内の動き

国は、すべての国民の基本的人権の享有を保障する憲法の下、「国際人権規約」をはじめ重要な人権条約を批准するとともに、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、1997（平成9）年に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

我が国固有の同和問題への取組は戦後本格的に行われるようになり、1965（昭和40）年に同和対策審議会の答申が出され、「同和対策事業特別措置法」ほか2本の特別措置法により各種施策が推進されました。1996（平成8）年には地域改善対策協議会の意見具申を受けて、今後の具体的な方策の検討のため、「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会が設置されました。1999（平成11）年の同委員会の答申を受けて、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）が施行さ

れ、2002（平成14）年には国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。同法では、地方公共団体の責務として国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ人権教育及び人権啓発に関する施策を策定、実施することが明記されています。また、文部科学省では、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身につけることを目指して、2008（平成20）年に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表しています。

課題別の人権施策については、それぞれ個別法や計画の整備が進められており、近年では、2016（平成28）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法）」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」が施行されています。

新潟県においては、「人権教育・啓発推進法」において規定にされた人権教育及び啓発にかかる施策の策定とその実施についての地方公共団体の責務に基づき、県が取り組むべき施策の方向を明らかにし、総合的な取組を推進するため2004（平成16）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、また、2010（平成22）年には学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進と充実を図る「新潟県人権教育基本方針」を策定しました。

2 新潟市の現状と課題

（1）これまでの取組

新潟市では、1975（昭和50）年の「国際婦人年」を契機として多様な女性団体・グループが、女性問題の調査研究・解決へ向けた活動を展開するようになり、1985（昭和60）年には「第1回にいがた女性大会」が開催されました。1987（昭和62）年に女性行政担当組織として「婦人政策室」を設置し、あらゆる場において女性問題を解決し、男女が共につくる社会の実現をめざす「新潟市女性行動計画」を策定、1991（平成3）年には市民とともに男女共同参画を推進するための施設として「女性センター」を設置しました。2001（平成13）年には「新潟市男女共同参画行動計画」を策定し、2005（平成17）年には「新潟市男女共同参画推進条例」を制定、男女の性差別や固定的な役割分担意識の撤廃など男女共同参画社会の実現を目指しています。

同和問題については、1985（昭和60）年の市立高校の教師による差別発言を契機として、教職員の同和研修などに努めてきたほか、1993（平成5）年に庁内関係課で構成する「新潟市同和対策連絡調整会議」を設置し、「新潟市同和対策基本方針」を定めて職員研修や同和教育研修の推進、人権・同和問題への市民意識の啓発に努めています。

さらに、新潟市は2006（平成18）年に「新・新潟市総合計画」を策定、「人権尊重・男女共同参画の社会づくり」と「共生社会の推進」を目標に掲げ、「市民一人ひとりが大切にされる市民主体のまちづくり」を宣言しました。また、2007（平成19）年の政令指定都市移行を経て、2008（平成20）年に新潟市自治基本条例を制定、「市民一人ひとりの人権が大切にされるまち」を宣言しています。同年、これまでの施策を尊重しながら総合的で、実効性のある人権施策を推進するため、「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定しています。2015（平成27）年には、新潟市の新たな総合計画である「にいがた未来ビジョン」を策定、「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」を目指すこととしました。同年、本計画策定後の人権を取り巻く国内外の動向や社会状況の変化に対応し、かつ「にいがた未来ビジョン」の方向性に合わせて、本計画の改訂を行っています。

（２）市民意識調査からみる市民の人権に関わる意識

ア 調査の経緯

新潟市では、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して、さまざまな施策を進めていますが、今なお、人権侵害や差別による問題などが存在しています。そこで、今後の人権に関する施策を推進していくうえでの参考とするため、「新潟市人権に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）」を実施しました。

これまでは、2006（平成18）年に「市民意識調査」（以下「平成18年調査」という。）を初めて実施し、2008（平成20）年に「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。また、本計画の見直しにあたり、2013（平成25）年に改めて「市民意識調査」（以下「平成25年調査」という。）を実施し、2015（平成27）年に同計画を改訂しました。

本計画の2回目の見直しにあたり、2018（平成30）年に改めて「市民意識調査」（以下「平成30年調査」という。）を実施しました。

イ 意識調査の方法

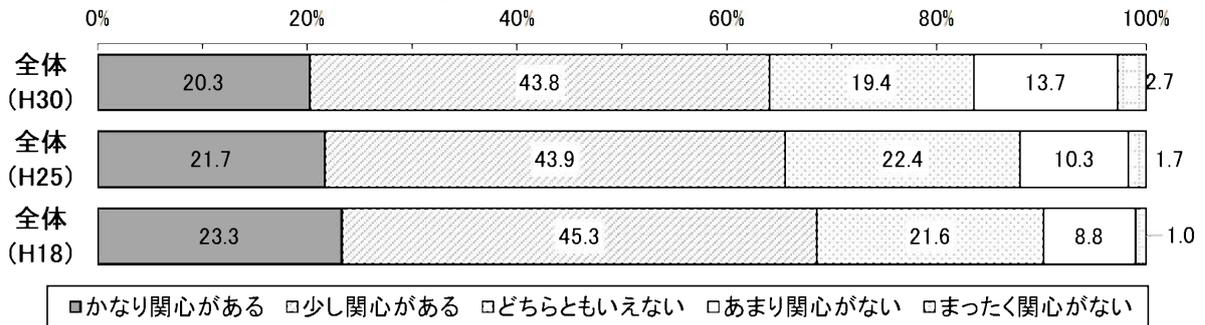
新潟市内の満18歳以上の無作為に抽出した3,000人に対して郵送によるアンケート調査を実施しました。回収件数は1,478件で、回収率は49.3%でした。

ウ 人権全般についての調査結果の要約

① 人権に対する関心

「あなたは、『人権』にどの程度、関心を持っていますか」という問いに「かなり関心がある」、「少し関心がある」と回答した人は、64.1%でしたが、平成25年及び平成18年調査から減少傾向がみられます。

人権に対する関心

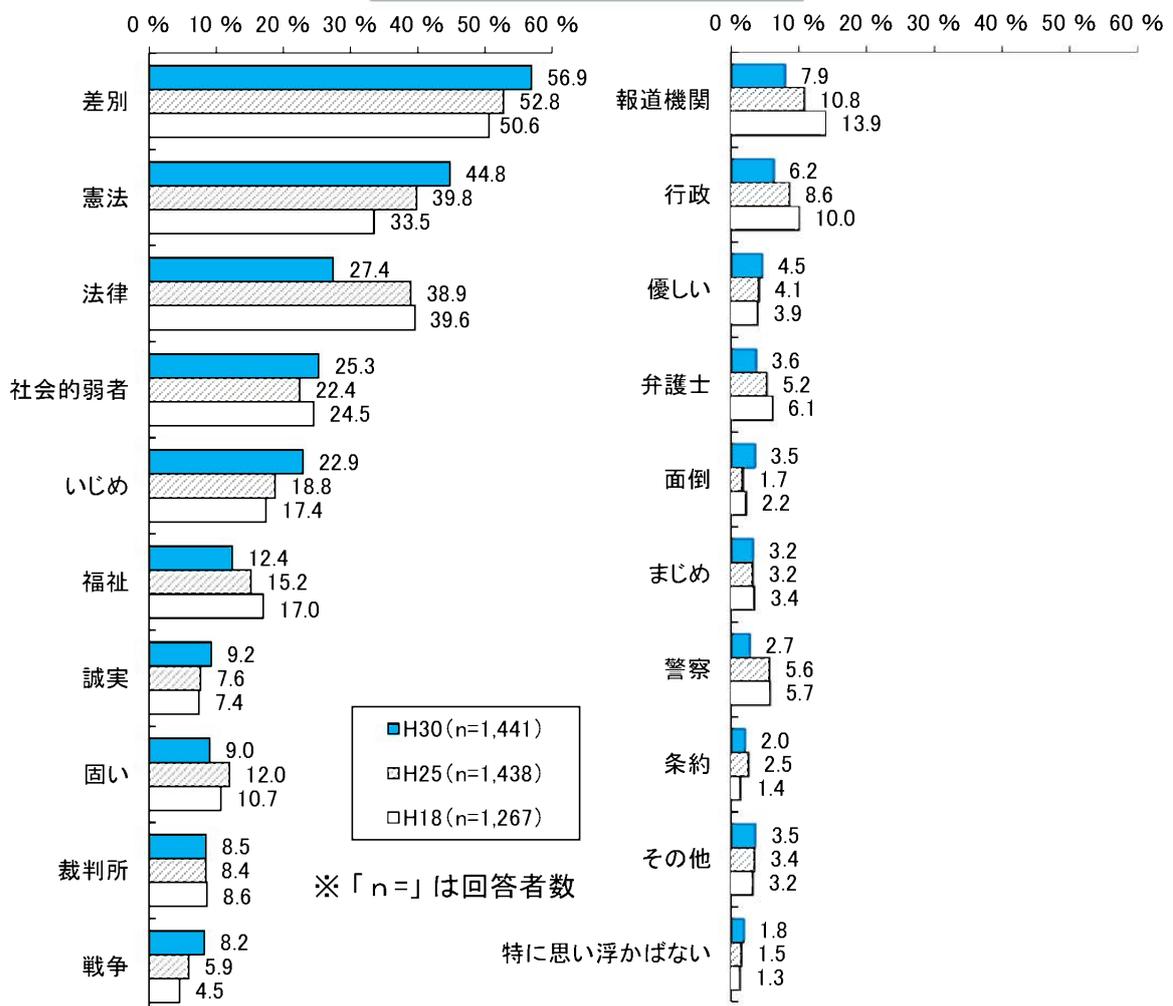


② 「人権」という言葉のイメージ

「人権」という言葉から何をイメージするかを聞いたところ、56.9%の人が「差別」を挙げており、人権問題を差別問題ととらえている人が多いことが示されました。次いで「憲法」(44.8%)、「法律」(27.4%)の順でした。

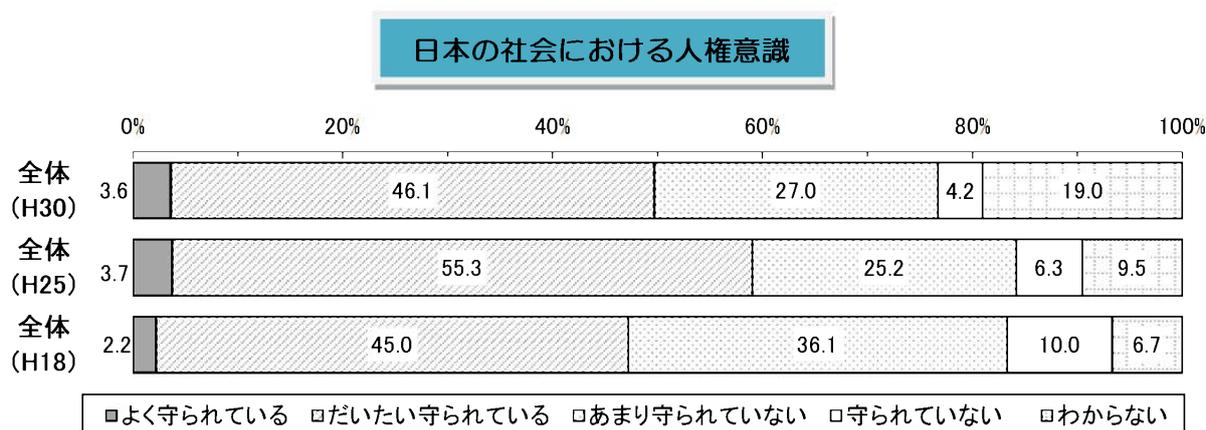
平成25年及び平成18年調査と比較して、回答傾向に大きな差異は見られませんでした。「差別」、「憲法」、「いじめ」が増加傾向にあります。

人権という言葉のイメージ



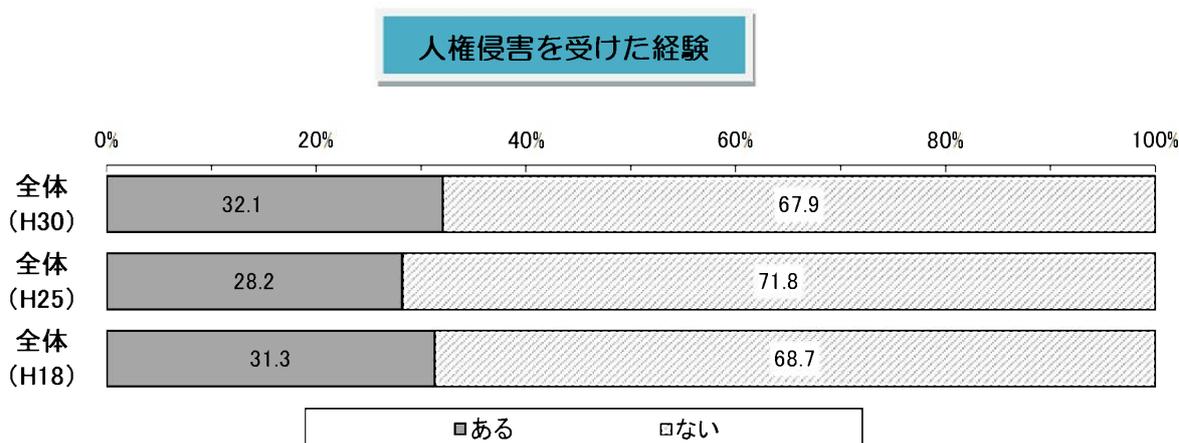
③ 日本の社会における人権意識

「今の日本は人権が守られている社会だと思うか」との質問に対しては、「守られている」の回答が平成25年調査に比べ、9.3ポイント減少し、49.7%となりましたが、「守られていない」の回答は31.2%で、平成25年調査とほぼ同じでした。「わからない」の回答が平成25年調査に比べ9.5ポイント増加の19.0%となりました。



④ 人権侵害を受けた経験

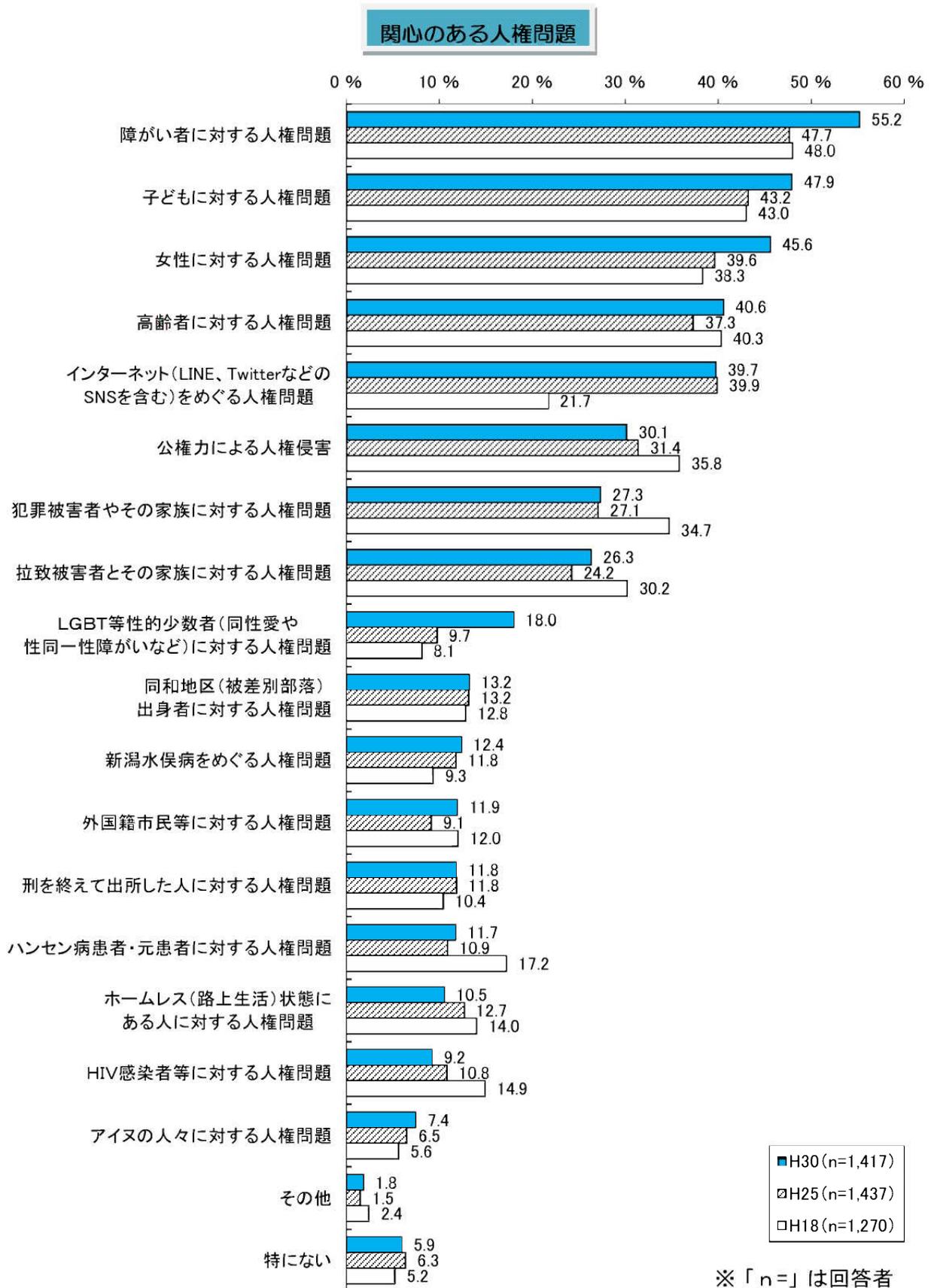
自分の人権が侵害されたと思った経験のある人は32.1%と平成25年及び平成18年調査より増えています。



⑤ 関心のある人権問題

関心のある人権問題は、「障がい者」(55.2%)、「子ども」(47.9%)、「女性」(45.6%)、「高齢者」(40.6%)、「インターネットをめぐる人権問題」(39.7%)、「公権力によるもの」(30.1%)、「犯罪被害者やその家族」(27.3%)、「拉致被害者とその家族」(26.3%)、「LGBT等性的少数者」(18.0%)に関するものの順になっています。

平成25年調査と比較すると、「障がい者」、「子ども」、「女性」、「LGBT等性的少数者」に対する人権問題の回答が大幅に増えました。

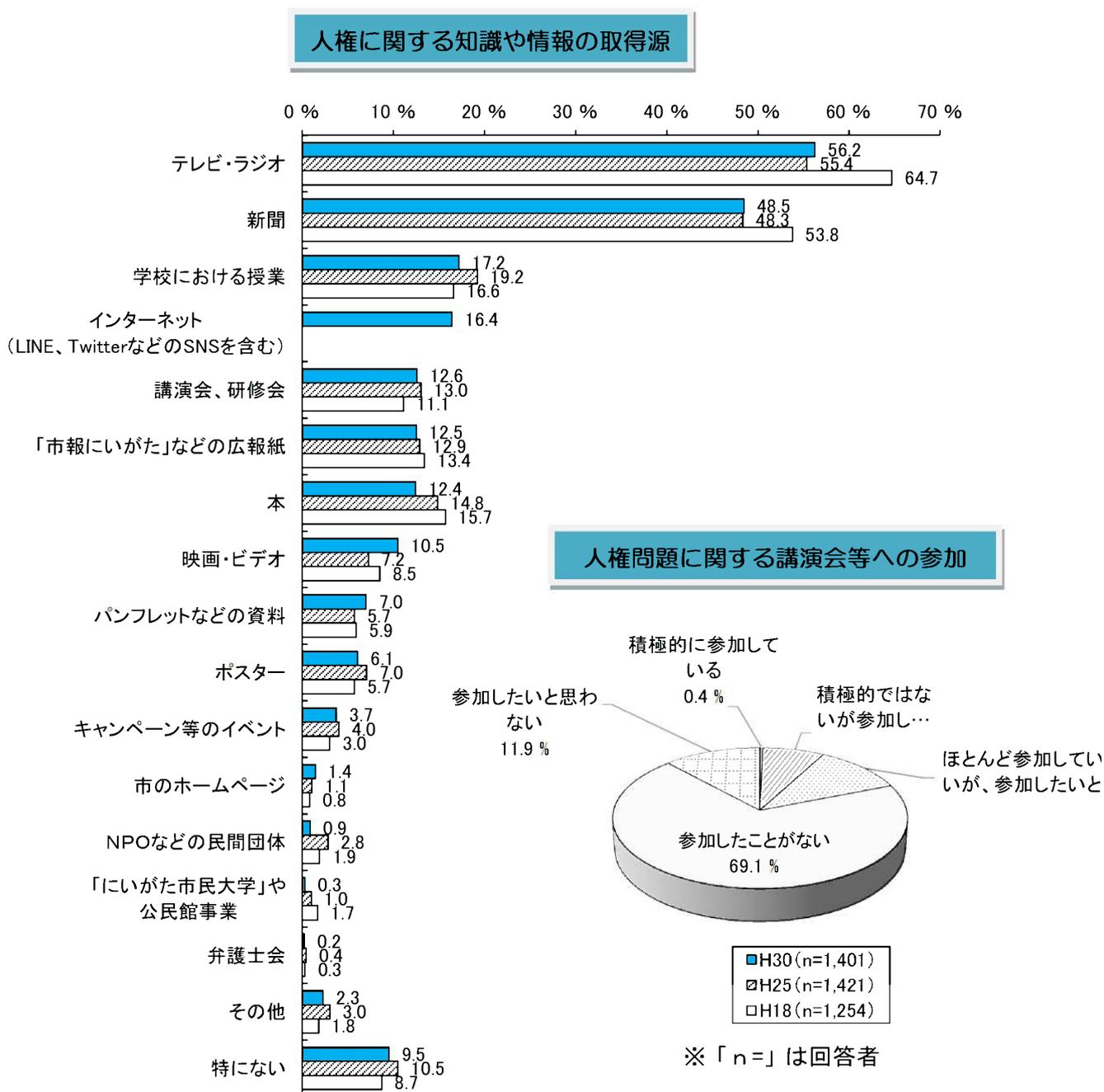


⑥ 人権に関する啓発活動について

人権問題に関する知識や情報の主たる取得源は「テレビ・ラジオ」(56.2%)、「新聞」(48.5%)で、マスメディアによる知識や情報の取得割合が高くなっています。

次に「学校における授業」(17.2%)、「インターネット」(16.4%)、「講演会・研修会」(12.6%)、「『市報にいがた』などの広報紙」(12.5%)、「本」(12.4%)の順でした。新設した選択肢の「インターネット」以外は、平成25年調査とほぼ同じでした。

また、人権問題に関する講演会等への参加については69.1%が参加経験なしの回答でした。



（３）今後の課題

新潟市は、これまで人権に関する職員研修や学校教育，社会教育，市民への啓発，各分野における施策を展開し，職員や市民の人権問題に対する理解と認識が深まるよう努めてきました。

平成30年調査では「人権侵害を受けたことがある」と回答した人が平成25年調査より若干増加し，「今の日本は人権が守られていない社会だ」と回答した人が平成25年調査とほぼ同じでした。また，「人権に対する関心」がある人は6割を超えていますが，平成25年及び平成18年調査より減少しています。人権問題に大きな改善はみられていません。

「人権という言葉のイメージ」は，「差別」と回答した人が最も多く（56.9%），平成25年及び平成18年調査と比較しても増加傾向にあり，人権教育・啓発においては「差別」が一つのキーワードとなります。

急激な少子高齢化，ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。），児童や高齢者の虐待，インターネットの普及など，社会情勢の変化の中で，身近な人権侵害が表面化し，人権問題はより一層複雑化・多様化しています。また，社会構造の大きな変化による格差社会の拡がり，さまざまな人権侵害の背景にある貧困問題の深刻化をもたらしており，個々の人権問題が複合的な困難を抱えている状況になっています。

新潟市の施策を進めるにあたっては，今後もあらゆる計画や施策を人権尊重の視点を持って推進するとともに，人権への関心の喚起と，人権施策の体系的・総合的な取組を続けていくことが課題となっています。

第3章 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

1 基本的あり方

新潟市の人権教育・啓発は、本計画の目的である「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を目指して、「日本国憲法」や「教育基本法」等の国内法、条例や新潟市総合計画等に即して推進します。

新潟市は、「人権教育・啓発推進法」が規定する定義（第2条）及び基本理念（第3条）等を踏まえ、人権教育・啓発の基本的あり方について以下のようにとらえています。

「人権教育・啓発推進法」

<定義>

人権教育・・・人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動

人権啓発・・・国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）

<基本理念>

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(1) 学校、地域、家庭、職域等の連携・協働と多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動を行っている学校、地域、家庭、職域、行政等は、その担うべき役割を踏まえたうえで、相互に連携・協働しながら推進していく必要があります。

また、今日の人権問題が複雑・多様化する傾向がある中では、多様な教育・啓発の機会を提供し、効果的に推進していく必要があります。

(2) 発達段階を踏まえた効果的な手法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至るまで幅広い年齢層を対象とするため、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ実施する必要があります。

(3) 市民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、市民一人ひとりの人権に関する意識や内面のあり方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないよ

う、また、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努める必要があります。

このような点を踏まえ、行政が行う人権教育・啓発は、主体性や中立性を確保しなければなりません。

2 基本的な視点

これまでの人権教育・啓発は、一人ひとりが個人の尊厳を自覚し、人権意識を向上させれば、おのずと人権侵害や差別はなくなり、人権が尊重される社会が実現するという前提で進められてきました。しかし、**実際のところ人権意識の向上は容易に達成できるものではなく、社会情勢や社会構造の大きな変化により、**人権問題は一層複雑化・多様化しており、「市民意識調査」の結果からも、新潟市でもさまざまな人権侵害や差別事象が起き続けていることが分かります。

これからも人権意識の向上は**大切ですが、**個人や集団がその置かれた状況に気づき、問題を自覚し、自らの生活の調整や改善を図る力を培うことが必要です。**また、人権侵害は誰にでも起こることを自覚し、もし、周囲で人権侵害が起きた場合はこれを傍観せず、その被害者を力づける意識が必要です。さらに、人権侵害を生まないためにも一人ひとりがお互いを尊重し、認め合い、活かし合うまちづくりが重要です。**

そして、**人権侵害を社会的な問題として、地域と行政が一体となってその解決に取り組み、相談から救済までつなげることが重要です。**

これらの趣旨にそって、人権教育・啓発施策については、次の**5**つを基本的な視点としながら推進します。

《「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ》

《法を理解し使いこなす力(リーガル・リテラシー)を重視する》

《人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける》

《多様性(ダイバーシティ)と包括・受容性(インクルージョン)の意識を醸成する》

《人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する》

(1) 「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ

人権は、個人の尊厳に基づき、生存と自由を確保し、幸福を追求するために必要不可欠な権利として憲法によって保障され、条約、法令、判例などを含む社会の共通ルールである「法」によって具体的に守られています。そのため、人権が侵害されたとき、国・自治体による人権相談・救済や裁判を活用して、人権の実現や失われた人権の回復を主張できるのです。この主張は権利の主体（権利の持ち主）として行う正当なもので、「特異で利己的な自己主張」や「わがまま」ではありません。

これまでの人権教育・啓発では、人権侵害を受けた人々は「助けなければならない、かわいそうな人」であり、こうした人々を生まないため、他者への「思いやり」や「やさしさ」が強調されてきました。この視点はもちろん重要です。そのうえで、今後の人権教育・啓発では、誰もが法制度や規範に基づく権利主体としての人権が保障されることを強調する必要があります。

（２）法を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）を重視する

権利の主体として人権に関わる法や制度を使いこなすことで私たちの人権は実際に守られ、その積み重ねによってその法や制度は実質化します。こうした権利について広く伝え、学ぶ機会を確保し、市民が自分の権利について認識し、めざめ、そして行動していける環境づくりが重要です。

このため、本計画では、一人ひとりの市民が、年齢に関わりなく、法を理解し使いこなす力を向上させるという視点を重視します。自分にどんな権利があるかについて法や制度の存在を知り、その権利を行使するためどのように手続きすればよいか理解し使いこなす能力を身につけることで、はじめて自分の人権を守り、実現できるからです。子ども、高齢者、障がい者、DV被害者など、人権に関わる法や制度に関する情報を入手しにくい人々にとって、法を理解し使いこなす力はなくてはならないものといえます。

（３）人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける

多くの人々にとって人権侵害は他人事で、自分には直接関わりないと思われていることが少なくありません。このことは「市民意識調査」からも推測されます。

しかし、人権侵害はその対象となった人の問題であると同時に、社会の問題でもあります。人権侵害が起きた場合、その対象となった人々を傍観せず、声掛けし、勇気づけ、人権相談や救済手段の手だてを紹介するなど、人権問題の解決と根絶に向けて共に考え、行動する地域社会を目指します。

（４）多様性（ダイバーシティ）と包括・受容性（インクルージョン）の意識を醸成する

「市民意識調査」において、「人権という言葉のイメージ」に対する回答では、「差別」の回答の割合が最も高く、平成25年及び平成18年調査と比較しても増加傾向にあり、人権教育・啓発のキーワードの一つとなっています。

「差別」を生まない、生みにくい環境を整えるため、国籍や人種、宗教、性別、年齢、障がいの有無、価値観などにかかわらず、一人ひとりがお互いを尊重し、認め合い、活かし合う多様性（ダイバーシティ）や包括・受容性（インクルージョン）についての意識を醸成することが必要です。

(5) 人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する

今まで、人権教育・啓発と人権相談・救済は別個のものと見なされてきました。しかし、権利主体性を重視する人権教育・啓発にあっては、すべての人々の**法を理解し使いこなす力**の向上を重視します。人権が侵害されたとき、どこに行けば人権相談に応じてもらえるか、どのような救済手段が利用可能か、そのための手続きはどうすれば良いのかなどは、人権救済にとってとても重要な情報です。こうした情報を通じて、自分の人権が法や制度によって保障されていることをより深く認識することにより、人権侵害された場合の対応に備えることができます。

このように、人権教育・啓発と人権相談・救済は本質的に深く関わっているという視点を重視します。

第4章 人権施策の方向

1 さまざまな場・機会における人権教育・啓発の推進等

(1) 市職員に対する人権教育・研修

すべての市職員は、日本国憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重を踏まえて、日常の業務において、また施策の企画・立案、実施、評価にいたる全施策過程を通じて業務を遂行することが求められています。このため、職員が業務遂行のあらゆる場面で、人権について自ら考え、行動できるようにするための研修を行うことが必要です。

新潟市では、新任者から管理職まで年齢や役職に応じた研修を行っていますが、その中で人権尊重の理念にもとづき、上記の趣旨を踏まえた実践的な人権研修を必須事項として実施しています。そのほか、新潟県人権・同和センターが開催している人権・同和教育啓発推進講座や各分野の研修会、各種講座にも参加しています。

新潟市は、研修などの機会を十分に活用して、市行政とすべての職員の間「人権文化」が根付くように努力します。また、個人情報適正に取り扱うために、研修などを通して、個人情報保護について周知徹底を図ります。そして、その研修内容を具体的に職務遂行の中で十分に活かすことが必要なことから、人権理念だけでなく職務遂行との関連を重視して研修を行います。

職員の業務は、市民の生活・健康・安全・生命・財産を守る職種があり、より高い人権意識が求められています。人権に関わりの深い教育関係職員や医療・福祉関係職員、消防職員、戸籍・住民基本台帳関係職員等への人権研修を充実するとともに、講演会やセミナーへの積極的な参加などさまざまな機会をとらえて教育・啓発に努めます。また、人権問題につながる情報を日頃から職員向け電子掲示板に載せるなど職員啓発を行います。

「市役所の業務はすべて人権に結びつくこと」、「市の保有する個人情報の漏洩は人権侵害につながる事」などを常に認識して各種行政業務を遂行するとともに、日常の業務を人権尊重の視点でとらえなおして工夫や改善に努めます。

(2) 地域社会における人権教育・啓発の推進

新潟市に住む人々の日常生活の中に「人権文化」を根付かせ、人間の尊厳が尊重される地域社会を実現するため、あらゆる市民が暮らしの中にある身近な人権問題を理解して、家庭や学校、職場、地域において人権尊重の意識を育み、人権意識に根ざした日常行動が自然にできるような人権教育・啓発を進めていく必要があります。

このため、人権に関するイベントの市報やホームページへの掲載、啓発ポスターの掲示や啓発冊子の配布、人権講演会の開催などの啓発機会を一層充実させ、女性や子ども、高齢者など対象別の人権問題はもとより、インターネットによる人権侵害などについても広報し、市民の間に「人権文化」を育み、定着させるよう努めます。

す。

（３）学校における人権教育の推進

学校教育では、確かな学力と豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力など「生きる力」を備えた子どもの育成が求められています。

そのため、一人ひとりの子どもが、自他の生命を尊重する心、立場や文化の違う人たちとも協調し他を思いやる心、美しいものや自然に感動する心など豊かな心の育成を図るため、副読本「生きる」シリーズ、「子どもの権利条約」パンフレット、「男女平等教育」パンフレット等を活用した教育を進めています。

しかし、学校における多様ないじめ問題、家庭内の児童虐待、社会における差別などのさまざまな人権問題が発生していることから、学校教育において、さらなる人権教育が必要となっています。

今後も一層、これまでの取組の充実と推進を図るとともに、副読本やパンフレットなどの活用により小学生、中学生、高校生の各学年に応じた指導内容や指導方法の充実、指導の系統化を図るための校種間の連携に努めていきます。また、さまざまな問題に悩んでいる児童生徒に寄り添い、教師が深く関わりながら解決に向けた取組を推進します。

学校における人権教育では、子どもが自分の意見を発表し、他の子どもとともに、自分の考えで行動できる主体となるという側面を重視します。

さらに、学校において児童生徒、教職員の間「人権文化」を育み、定着させるため、一人ひとりが人権を持っていて、社会のルールである法で守られていることを児童生徒に伝え、児童生徒間にいじめや差別などの人権侵害が生じた場合に、これを傍観せず、皆の問題としてとらえるように指導し、児童生徒や保護者に学校外の人権相談窓口も知らせる取組を実施します。

また、児童生徒は日々、家庭・学校・地域で過ごしており、学校だけでは解決できない問題も多く、人権教育は学校と家庭、地域とともに進めることが必要なことから、家庭や地域社会と連携した取組を進めていきます。

就学前の乳幼児期は人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、そして人権尊重の精神を育むことにとって欠かすことができない重要な時期でもあることから、保護者をはじめ幼稚園・保育園等の関係職員への人権意識の高揚を図ることが大切です。

学校関係職員の研修では、学校長・園長等の研修会を開催することにより人権感覚を磨き、学校における望ましい人権教育、同和教育のあり方を考える機会とするとともに、外部の専門家や講師を招いた校内研修会などを開催し、教職員の人権意識を高めるとともに指導力の向上を図ります。

（４）生涯学習における人権教育・啓発の支援

新潟市では、これまで公民館による人権について考える講座や講演会を開催するなど、市民の人権意識の啓発に努めてきました。

日常生活の中で市民一人ひとりの人権が尊重され、偏見や差別を生み出さない社会を実現するために、今後も市民が自ら人権について学ぶ機会の提供や支援をすることが重要となります。

そのため、人権にかかる講座や講演会の開催、啓発ビデオ貸出しの紹介、人権学習のための場の提供、学習教材の提供、講師の紹介や派遣などを行い、引き続き地域に密着した人権教育・啓発活動を進めます。

（５）民間団体における人権教育・啓発の支援

市内には趣味のサークルや自治会・町内会、非営利団体等、特定の共同目的を達成するための民間団体が多く活動していますが、このなかには福祉関係をはじめとする人権に係るNGO/NPOの活動もあります。

これらの民間団体の目的はそれぞれ異なりますが、各団体は独自の活動のなかで人権問題解決に向けて自主的な取組をするなど、市民主体の人権活動として重要な役割を担っています。

今後は、このような民間団体の自主的な人権尊重への活動が、さらに充実されるよう情報の提供や情報交換の場の設定、教材の提供、講師の紹介や派遣などを行い、一人ひとりの人権が尊重され、「人権文化」を育み、定着される地域社会に向けて、市民と行政との協働による人権尊重のまちづくりに努めます。

（６）企業における人権教育・啓発の支援

企業は、公正採用の実施、適正な雇用管理、安全で働きやすい環境の確保をはじめ、男女共同参画社会の実現、少子高齢化社会への対応、環境への配慮などさまざまな社会的役割を担っており、社会を構成する「企業市民」としての社会的責任を果たしていくことが求められています。

我が国では、憲法においてすべての国民に職業選択の自由が基本的人権の一つとして保障され、就職の機会均等が保障されています。就職の機会均等とは、誰でも自由に自分の適性や能力に応じて職業を選択することができるということですが、そのためには雇用する側において公正な採用選考が実施され、採用後においても適切な人事管理が行われなければなりません。企業には、採用方針や採用基準、採否の決定など採用の自由が認められていますが、多くの人に働く場を提供する雇用主として、また、機会均等の確保を図る当事者として、女性、高齢者、障がい者、外国籍市民などの立場を十分に理解し、基本的人権を尊重した対応が求められます。

また、職場では、上司によるパワハラや同僚からのいじめなどが発生している現状もあり、その対応も求められます。

新潟市では、「市民意識調査」の結果なども踏まえ、企業において応募者の適性・

能力のみを基準として行う公正採用の実施、適切な雇用管理、働きやすい職場環境の整備などが図られるよう、国・県等の行政機関と連携して法制度の周知や人権尊重の啓発を推進しつつ、企業の主体的な取組を支援していきます。

(7) インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進

第5章から移動

インターネットの普及によりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、その匿名性を悪用し、誹謗中傷、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシー情報の無断掲載、差別的な書き込み、インターネット上のいじめなど、人権やプライバシーの侵害に関わる問題が生じています。特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動や部落差別等の同和問題に関して差別を助長するような内容の書き込みがされることもあります。近年では、スマートフォンやツイッター（Twitter）、ライン（LINE）などのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）利用者の拡大に伴い、人権やプライバシーの侵害に関わる問題がより身近になってきており、インターネットを利用する市民一人ひとりの人権意識を高めていく必要があります。

我が国では、2000（平成12）年以降、「不正アクセス行為の禁止に関する法律（不正アクセス禁止法）」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」などさまざまな法律が整備され、法務局や警察による相談や防止のための取組が行われています。しかし、いったんインターネットに流れた誹謗中傷や悪意により公開された個人情報などは、これを完全に削除・中断することや情報発信者の特定は難しく、有効な問題解決手段は見つかっていません。

平成30年調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、平成25年調査同様、「インターネット上のもの」との回答率が4割と高い結果となっています。「インターネットの利用に関して人権上問題と思うこと」に対しては、「差別的表現など人権を侵害する情報掲載」が7割、「子ども同士の中傷書き込みや仲間はずれをする場になっている」が6割、「犯罪を誘発する場となっている」が4割の回答でした。また、「人権侵害を防ぐために必要なこと」に対しては、「違法な情報発信者に対する監視や取り締まり強化」、「情報の提供停止や削除などに関する法的規制の強化」がそれぞれ6割の回答となりました。

これからも表現の自由やプライバシー、個人の名誉などに関して正しく理解を深めてもらい、インターネットから発信する内容について自己責任において正しく使ってもらうため人権教育・啓発を推進するとともに、人権侵害の事実を確認した場合または相談を受けた場合は、法務局や警察などへの通報・相談を促すなど、関係機関との連携に努めます。

また、学校においては、パソコンやインターネットを中心に情報活用能力の育成

とともに、情報モラルの向上を目指した教育の充実に努めます。

2 人権救済のための相談制度の充実等

社会情勢や社会構造の変化により、人権問題は複雑化・多様化しています。「市民意識調査」の結果からも、高齢者や障がいのある人、子どもなど、弱い立場にある人への人権侵害や女性に対するDV、ハラスメントなど、深刻な人権問題が日常的に起こっていることが分かります。そのため、人権教育・啓発を実施するとともに、個別の人権侵害の被害者への相談制度の充実が求められています。

新潟市では、人権問題をはじめとする総合的相談窓口として1959（昭和34）年から「心配ごと相談」、1970（昭和45）年からは「弁護士による無料法律相談」、2009（平成21）年からは「人権擁護委員による特設人権相談」などを開設してきました。

一方で、相談内容がいじめやDVなどの人権問題を含み、複合化、複雑化していることから、次の観点で引き続き相談制度の充実を図っていきます。

（1）各種相談に対応できる相談体制の充実

(1)と(2)を入れ替え

市民からの人権相談は、複雑化・多様化しているため、さまざまな分野の相談に対応できる相談体制の充実を図ります。

市民からの相談に対しては、新潟市の各分野における相談窓口間の情報共有・連携により適切に対応できるよう、また、必要に応じて、各分野の専門相談窓口、法務局や弁護士会、警察等関係機関の相談窓口へ導くことができるよう、相談担当者の資質向上に努めます。

（2）相談窓口の周知

(1)と(2)を入れ替え

市民が人権問題について悩みを抱えた場合、どこに相談すればよいかという問題に直面します。その場合に適切な相談ができるよう、相談窓口の周知を図ります。

（3）関係機関等との連携

人権課題への対応については、自治体だけでは解決できない課題が多いことや、相談窓口を広く周知する必要があることから、関係機関、NGO/NPOや関係団体などとの連携に努めます。

（4）救済制度の充実

新潟市の相談体制の中でも、配偶者等からの暴力や不登校・いじめ、犯罪被害者支援などの救済制度を設けており、今後もその充実に努めます。

第5章 分野別人権施策の推進

1 女性

<現状>

現在も女性であることを理由とした差別や不平等、不利益なことが多くあります。その根底には男女の固定的な役割分担意識があり、それが一般に女性の生きづらさにつながっているとの指摘がなされています。

1985（昭和60）年に我が国も批准した「女子差別撤廃条約」では「(男女の) 区別は差別である」と明確に規定し、「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要である」としています。

また、1995（平成7）年の第4回世界女性会議を契機に、DVや性暴力等の「女性への暴力」が女性への重大な人権侵害であることが確認され、その根絶に向けた動きが世界的な潮流となっています。

我が国では、これまでに「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」、「男女共同参画社会基本法」、そして2015（平成27）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が施行されています。また、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が制定され、暴力の被害者は女性だけではないものの、被害者の多くは女性であることから、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けたさまざまな立法的な措置が講じられています。

新潟市では、1983（昭和58）年に婦人問題総合窓口を設置して以来、市民参画のもと男女平等に関する取組を進めてきました。そして、2005（平成17）年に「男女の人権の尊重」、「社会制度・慣行についての配慮」、「政策や方針決定の場への男女共同参画」、「家庭生活と社会生活の両立」、「男女の健康と権利」、「国際協調」を基本理念とした「新潟市男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づく行動計画により、男女共同参画施策を総合的、計画的に推進しています。また、2011（平成23）年には「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を策定し、翌年、夫・妻、パートナーからの暴力から被害者を守るため、「配偶者暴力相談支援センター」を開設するなど、DVに関する相談から保護・自立まで切れ目のない総合的な支援を実施してきました。さらに、2018（平成30）年には、「女性活躍推進法」に基づく「新潟市女性活躍推進計画」を策定しています。

平成30年調査では、「女性に対する人権侵害だと思うこと」に対し、平成25年調査と同様に「職場における男女の待遇の違い」の回答が5割を占めるとともに、次いで「男女の固定的な性別役割分担意識を押し付ける」の回答が4割となっていることから、依然として男女の固定的な役割分担意識が根強くあることがうかがえます。また、「セクシュアル・ハラスメントや性暴力の被害者になること」の回答

も4割と、平成25年調査に**比べ増加しています**。また、「女性の人権を守るために必要なこと」の設問では、「仕事と家事や育児・介護などを両立できる環境の充実」を挙げる人が6割で他の回答を大きく引き離しています。

<課題>

男女の人権の尊重と男女共同参画については理解が進む一方、職場をはじめとした**さまざまな**場面において、**男女の固定的**役割分担意識に起因する多くの問題が発生し、社会問題にもなっています。特に、女性差別、DV、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントなど女性をめぐる**さまざまな**人権問題の解消は大きな課題となっています。

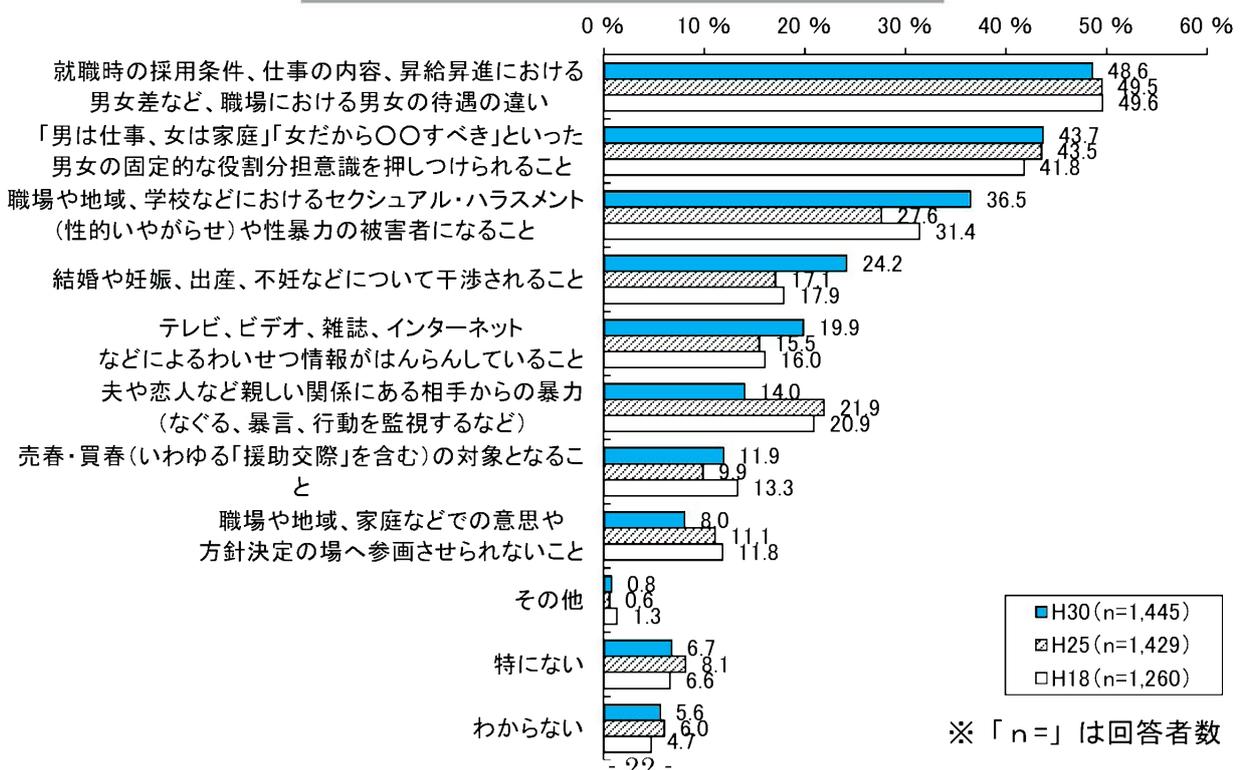
また、国による働き方改革が進められる中、男女が共に働きやすい職場環境の整備に向けて、ワーク・ライフ・バランスの意識醸成や啓発をより一層進める必要があります。

<施策の方向性>

職場や家庭、地域などあらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりが**いきいき**と個性と能力を發揮できる社会の実現を目指し、男女共同参画推進センター「アルザにいがた」を拠点に、講座の開催や情報の収集・提供、また情報紙による啓発活動に取り組むほか、「女性がいいきと働けるまち」を目指し、環境の整備と支援を進めていきます。

また、増加するDV相談には各種相談機関が連携し、適切な自立支援を行うほか、早期に適切な支援が受けられるようDV相談窓口の周知を図ります。加えて、DVやデートDVを未然に防ぐため、これらが重大な人権侵害であることについての若年層への啓発をより一層充実させ、DVを容認しない社会づくりを推進します。

女性に対する人権侵害だと思うこと



2 子ども

<現状>

「児童の権利に関する条約」は、1989（平成元）年に国連において採択され、我が国は1994（平成6）年にこれを批准しました。しかし、核家族化や少子化による家族規模の縮小、地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立感の増大や経済的困窮等を背景に、児童虐待の相談件数が全国的に増加しているほか、いじめ、不登校等が社会問題化するなど、子どもを取り巻く環境は一層厳しいものになっています。

2016（平成28）年に「児童福祉法」が改正され、子どもが権利の主体であることが明確になるとともに、児童虐待の予防と発生時の迅速・的確な対応、家庭的養護の促進の方向性が示されました。

子どもは一人ひとりがかけがえのない価値と尊厳をもった人間であり、子どもにとって権利とは、人間としての尊厳をもって自己実現し、自分らしく生きていくために必要不可欠なものです。子どもはその権利が守られ、最善の利益を保障されるなかで、豊かな子ども期を経て成長することができると考えられます。また、子ども自身が権利について学ぶことや行使することを通じて、子どもは権利についての認識を深め、権利を実現する力や他の者の権利を尊重する力を身につけることができますといえます。

平成30年調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、「子どもに対する人権」との回答が5割となり、市民の関心の高さが表れています。また、「子どもに対する人権侵害だと思うこと」に対し、「子ども同士の暴力、仲間はずれ、無視などのいじめ」、「親・同居者・親族による虐待」の回答がそれぞれ5割、「親・同居者のしつけと称する体罰」の回答が3割半ば、「いじめを見て見ぬふりをする」の回答が3割となっています。「子どもの人権を守るために必要なこと」に対しては、平成25年調査と比べると、「予防・解決・救済策の充実」や「相談・支援体制の充実」の回答率が増加して、それぞれ4割前後となり、「他人への思いやりの心を育む」の回答率は減少したものの4割となっています。

<課題>

子どもの人権を守るためには、複雑化、多様化する子どもが抱える問題の背景をしっかりととらえ、子どもを一人の人間として尊重し、社会全体が一体となって解決に取り組むことが大切です。

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響をあたえることから、早期対応のみならず予防の段階での取組が重要です。

また、困難な状況にある家庭や子どもに対しては、経済的な背景以外にもさまざま

まな課題を抱えている状況も見られることから、一人ひとりの状況に応じて寄り添った支援をしていくための体制、環境づくりが重要です。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

また、子どもが不審者から被害を受ける事案が発生しており、心と身体に重大な危険を生じさせるだけでなく、生命を脅かす危険な状態になることから、子どもを守る活動の推進が必要です。

<施策の方向性>

新潟市では、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的に2015（平成27）年に「新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来応援プラン）」を策定しました。妊娠から出産・子育てまで、切れ目ない支援に取り組みます。2018（平成30）年には、「新潟市子どもの貧困対策推進計画（子どもの未来応援プラン）」を策定しました。すべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、未来に夢と希望をもって健やかに成長し、将来、豊かな人間関係のもとで自立した生活が営めるよう、地域全体で子どもと家庭を見守り支える社会の実現を目指します。

また、子どもの人権を侵害し、心身の成長及び人格形成に重大な影響を与える児童虐待については、児童虐待防止推進月間の「オレンジリボンキャンペーン」などによる市民への広報啓発を行うほか、児童虐待防止ネットワークの強化を図り、子どもを取り巻くすべての人々と連携した支援体制のもとで発生予防・早期発見・早期対応に努めます。

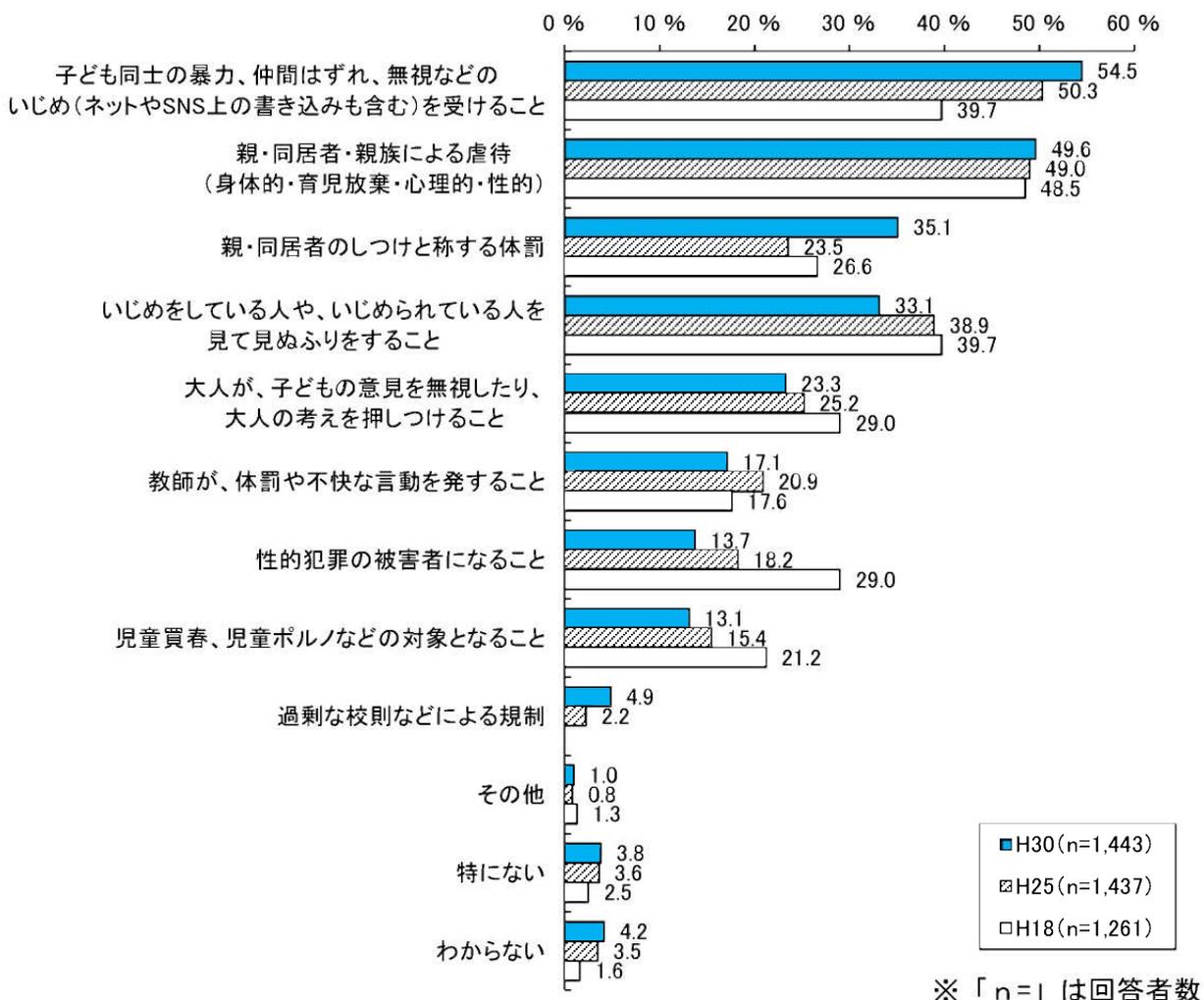
いじめについては、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づくいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ組織的に推進するための「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」を内容の充実を図り、実効性をより高めるため、2017（平成29）年に見直しを行いました。また、2018（平成30）年には、「いじめ・不登校の初期対応ガイドブック」を作成し、市内全教職員に配付し、初期対応の充実を図りました。いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組みます。

また、「新潟市いじめSOS」などの電話相談体制の整備や、「スクールカウンセラー」の全中学校配置、学校における生徒指導体制や教育相談体制の整備を図るとともに、関係者や関係機関が連携して対応できるように、各中学校区単位で連絡協議会の開催を実施しています。不審者から子どもを守る活動の推進については「子

ども見守り隊」をはじめとした保護者や地域住民との連携，警察及び「スクールガードリーダー」や関係機関との連携，不審者情報のメール配信などを進め，より迅速・正確な連絡体制の確立に努めます。

さらに，子どもや家庭が抱える背景が多様化・複雑化するなか，児童虐待などにより家庭での適切な養育を受けられない子どもが増加しており，社会全体で公的責任をもって養育し，保護する必要があることから，より家庭的な養育環境において安定した愛着関係を育み，親子関係の再構築に向けた支援を行うため，里親等の家庭的養育を優先するとともに，施設養育においては小規模化・地域分散化・高機能化を進めるなど，社会的養護の充実を目指します。

子どもに対する人権侵害だと思うこと



3 高齢者

<現状>

団塊の世代が高齢者となり、今後、さらなる高齢化の進展に伴い、介護などの福祉サービスを必要とする高齢者がさらに増加することが予想されることから、今後一層の高齢者施策を推進するとともに、一人ひとりの人権が尊重され、高齢者も差別を受けることなくいきいきと自立した生活を営み、お互いに支え合って暮らせる社会の実現を目指して取組を推進していくことが求められています。

新潟市では、介護保険制度が施行された2000（平成12）年より「新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を3年ごとに改訂し、高齢者が、住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、いつまでもいきいきとした生活ができるよう、支えあいによる生活支援や疾病・介護予防を推進するとともに、介護サービス基盤の整備・充実を図り、自分らしく安心して暮らせる健康長寿のまちを目指してきました。

しかし、高齢化の進展が一層深刻化するにつれ、認知症高齢者の増加や、家庭や施設内で暴力や心理的被害・経済的被害を受けるなどの高齢者虐待が社会問題化しています。高齢者への虐待は発生するケースに複雑な家庭事情なども絡むことが多いために表面化しづらく、これまで家庭や施設内の問題として見過ごされてきました。

このような中、2006（平成18）年には、高齢者の尊厳の保持にとって、高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が制定され、虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援について定められ、高齢者虐待に対応できる体制の整備が進められています。新潟市においても、2007（平成19）年度に「新潟市高齢者虐待防止マニュアル」を策定し、2012（平成24）年度、2019（令和元）年度にそれぞれ内容や報告様式などを改訂し、より適切な対応ができるよう周知・体制づくりの整備を進めています。

平成30年調査では、「高齢者に対する人権侵害だと思うこと」に対し、「経済的自立が困難」、「悪徳商法や特殊詐欺の被害者が多いこと」の回答がそれぞれ4割となっており、平成25年調査に比べ回答率は減少したものの、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ない」、「邪魔者扱いされたり、暴言、暴力を振るわれる」の回答がそれぞれ3割となっています。また、「高齢者の人権を守るために必要なこと」については、平成25年調査と同様に「自立して生活できる環境」の回答が5割を超え、「相談・支援体制の充実」の回答が4割となっています。

<課題>

経済的自立を図るため、高齢者が働ける場所や能力を発揮できる環境の確保が求められています。また、高齢者をさまざまな消費者被害から守るため、さらなる相

談・支援体制の充実が求められています。さらに、認知症高齢者の増加に対する対策も求められています。

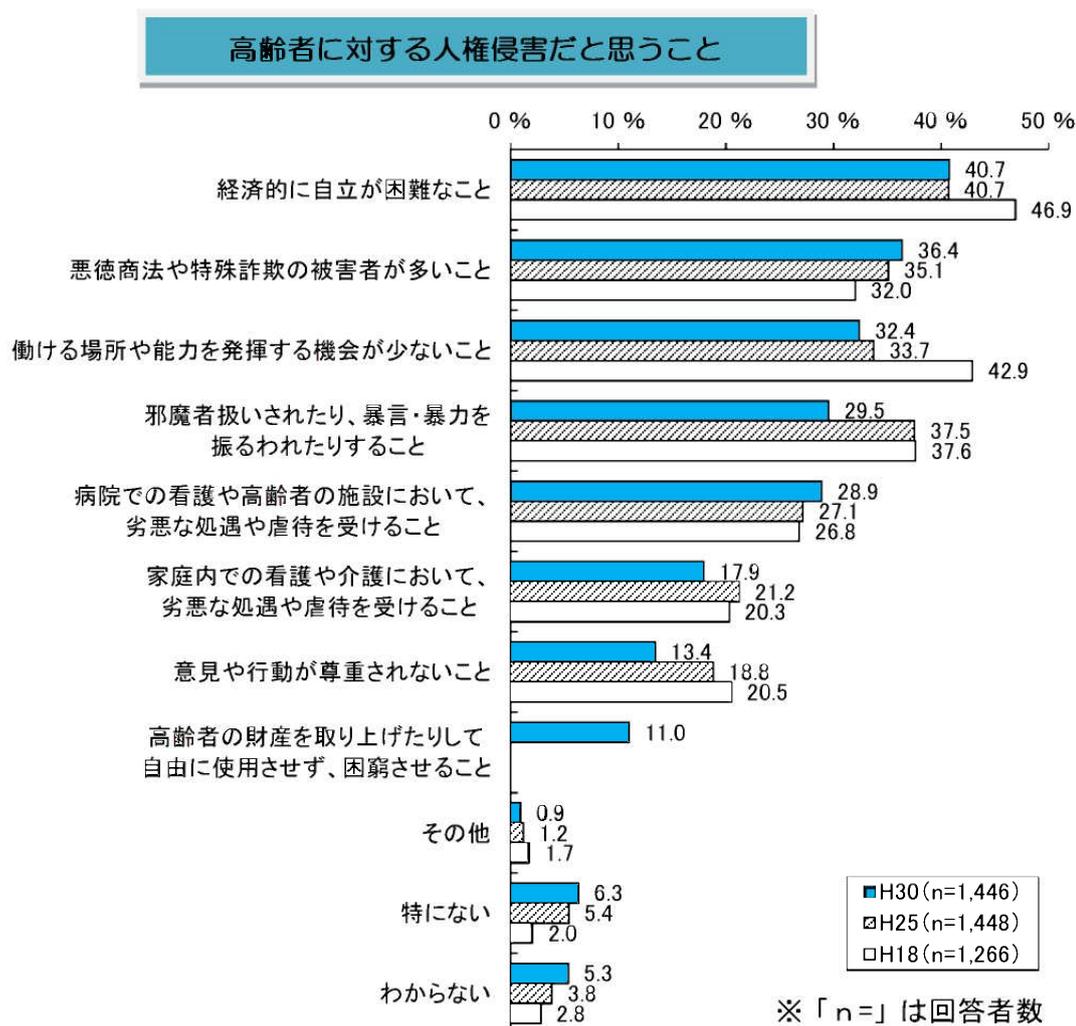
<施策の方向性>

高齢者が差別されることなく、働ける場所が確保され、かつ能力が発揮でき、経済的に自立できる社会の実現を目指します。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えることにより、高齢者の孤独死や自殺、高齢者の3つの大きな不安である「健康」、「お金」、「孤独」をきっかけとした消費者トラブルが増加していることから、今後も高齢者世代同士も含めたすべての世代が支えあい、高齢者自身も自らの人権を認識し自立した生活が継続できるよう、豊かな長寿社会の実現を目指します。

さらに、高齢者の人権を尊重し、虐待などの人権侵害を未然に防ぐためには、行政だけでなく介護・福祉サービス事業者等や市民と関係機関が相互連携した早期発見・対応が重要であり、人権意識がさらに根づくよう関係者への研修の充実や相談体制の整備・連携の強化に努めていきます。

認知症施策の推進については、理解を深めるための普及・啓発等、さまざまな施策を展開することにより、認知症になっても住み慣れた地域で尊厳を保ち、安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。



4 障がい者

<現状>

障がい者に関する法制度は大きく変化しており、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が2006（平成18）年に国連総会において採択されてから、国は条約を締結するため、労働・教育・福祉などさまざまな国内法の整備を行いました。

2011（平成23）年には、障がいの有無に関わらず人格や個性を尊重しあう共生社会の実現や合理的配慮について定めることなどを目指して「障害者基本法」が改正されるとともに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が制定されました。2012（平成24）年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（制定時は「障害者自立支援法」、2012（平成24）年改正で「障害者総合支援法」）が制定され、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」がまとめられました。

また、2013（平成25）年には「障害者の雇用の促進に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正されるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

さらに、2018（平成30）年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」が施行され、障がい者が個性や能力を発揮し、社会に積極的に参加できる機会の創出に向けた動きが盛んになっています。

加えて、2019（平成31）年4月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（旧優生保護法一時金支給法）」が施行され、その前文で、旧優生保護法の下、障がいを有すること等を理由に生殖を不能にする手術等を強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた方々へのおわびと、共生社会実現への決意が述べられています。

新潟市では、2007（平成19）年に「新潟市障がい者計画」、2012（平成24）年に「第2次新潟市障がい者計画」、2015（平成27）年に「第3次新潟市障がい者計画」を策定し、さらに2016（平成28）年には「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（以下「共生条例」という。）」を施行し、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指して障がい者施策を推進しています。

平成30年調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、「障がい者に対する人権」

との回答が5割を超え、市民の関心の高さが表れています。また、「障がい者に対する人権侵害だと思うこと」に対し、平成25年調査と同様に「働ける場所や機会が少なく不利益な条件も多い」、「理解が不十分である」の回答が5割を超えています。また、「障がい者の人権を守るために必要なこと」に対しては、「相談・支援体制の充実」、「就業機会の確保」の回答がいずれも4割近くとなっています。障がい者への就労支援と、理解・促進に係る部分について課題があると考えられる方が多いことが分かりました。

<課題>

「共生条例」が施行後3年経過しましたが、市内で行った街頭アンケートによれば、その認知度は28.4%と低く、認知度の向上が喫緊の課題となっています。「共生条例」の趣旨等を知らないということは、「共生条例」が禁止している障がいを理由とした不利益な取り扱いや合理的配慮を行わないなどの差別を認識できないことにつながる可能性があります。また、差別相談専門窓口による早期のアプローチが行えず、事態が深刻化する可能性もあります。そうした事態を防ぐために、「共生条例」の趣旨や内容、障がい者差別相談の専門窓口の存在について、一人でも多くの市民から知っていただく必要があります。

<施策の方向性>

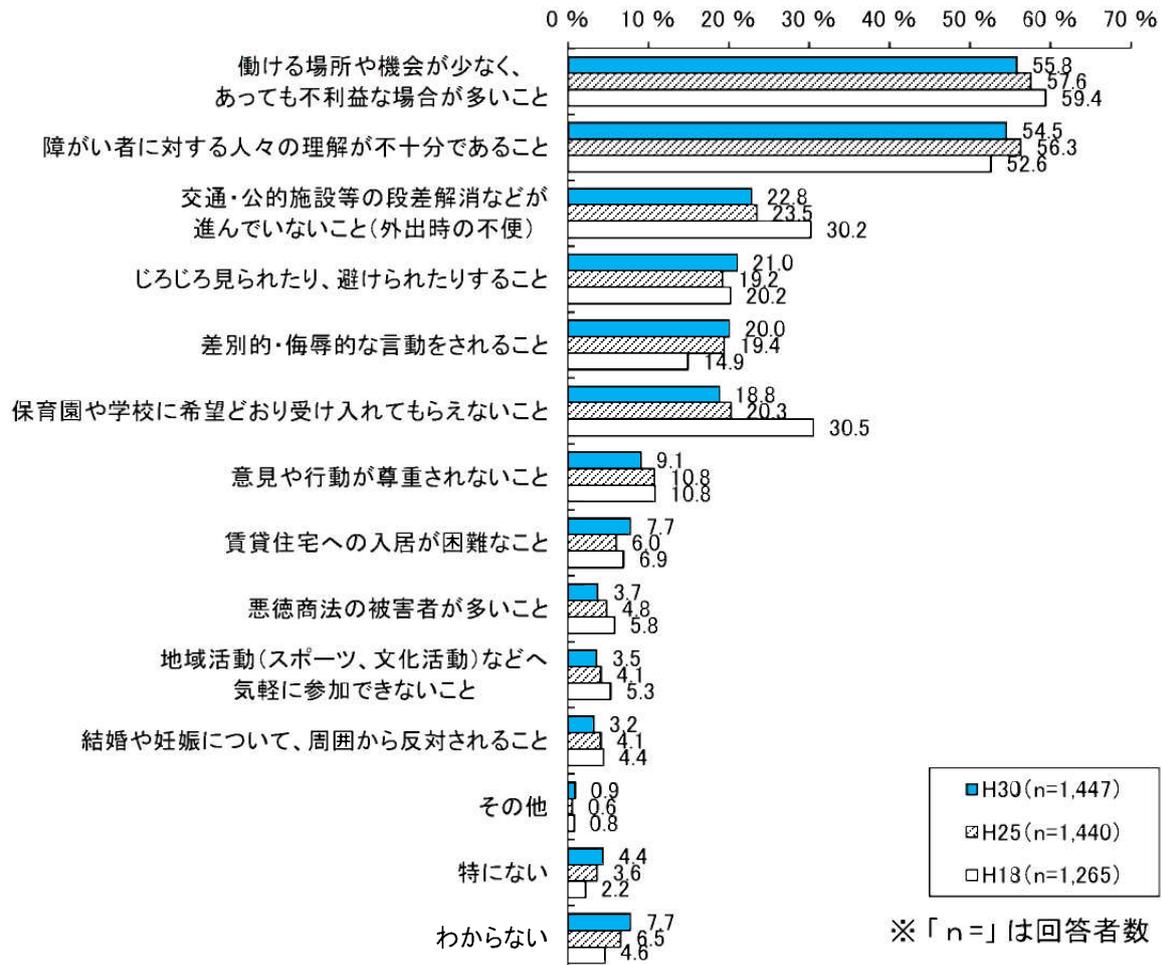
我が国では「障害者権利条約」を批准し、障がい者の権利に関する各種の法整備により、障がいを理由とする差別の解消などが進んでいますが、社会全体の課題として共生社会づくりに取り組んでいく必要があります。市内4ヶ所に設けた基幹相談支援センターと連携して差別解消に向けて取り組むと同時に、障がい福祉に従来関わりのなかった市民に対する理解・促進事業も積極的に推進していきます。

就業機会の確保や雇用の促進については、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための市の方針に基づき、障がい者就労施設等からの受注機会及び民間企業における雇用や就職機会の拡大を図ります。

また、障がい者就業支援センターにおいて、就労を希望する障がいのある人の相談から就職後の定着支援まで一貫した支援を実施し、雇用率の向上を目指します。

今後も「障害者権利条約」や「共生条例」の趣旨にかんがみ、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のない「共に生きる社会」の実現を目指し、施策の充実に努めます。

障がい者に対する人権侵害だと思うこと



5 同和問題

<現状>

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれ、今でも結婚や就職等日常生活の上でさまざまな差別を受けている人権上の重大な差別問題です。1965（昭和40）年の「同和対策審議会」において、同和問題の早急な解決は国の責務であり国民的課題であるとされ、1969（昭和44）年の「同和対策事業特別措置法」以来、同和対策の特別措置法が2002（平成14）年3月末に失効するまでの33年間、同和問題解決に向けた取組が全国で実施されました。2016（平成28）年には、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会の実現を目的とした「部落差別解消推進法」が施行され、地方公共団体は地域の実情に応じた施策の実施に努めることとされました。

しかし、「被差別部落」に対する偏見や差別意識は根強いものがあり、1975

(昭和50)年には、全国の同和地区の所在地や戸数、主な職業などが記載されている「部落地名総鑑」が企業や興信所などに売買され、就職者や婚約者の身元調査に使用されていたことが発覚し、大きな社会問題になりました。

そのほかにも、2005(平成17)年には、行政書士や司法書士による戸籍謄本などの不正取得が発覚し、部落差別の原因となる身元調査に使われたことが大きな社会問題になり、新潟市でもこうした戸籍謄本などの不正取得があったことが分かりました。このようなことから、戸籍謄本などの不正取得を抑止することを目的とした「本人通知制度」が全国に広がり、新潟市は、2018(平成30)年に同制度を導入しています。

新潟市で発生した事件としては、1985(昭和60)年に市立高校で教師から部落差別を助長する発言があったとして問題になり、これを新潟市における同和対策の遅れを示す事件ととらえ、市教育委員会は教職員の同和教育研修などに努めてきました。

しかし、市郷土資料館で開催した1989(平成元)年の「新潟の歴史を語る資料100選展」、1991(平成3)年の「昔の新潟を語る地図・写真展」で被差別地区の特定につながる古絵図を何の説明も加えないままで展示し、さらに新潟市のパンフレットなどにも何度もこの古絵図を利用していました。このことは同和問題に関する市民への啓発活動がされていない状況にあっては、差別の拡散や助長につながることから、同和問題に対する認識が不足していたとして1993(平成5)年に「新潟市同和対策基本方針」を定め「同和対策連絡調整会議」を設置しました。また、本計画に基づく人権教育・啓発施策を推進するため、2009(平成21)年に全庁的に組織する「新潟市人権教育・啓発庁内推進会議」を設置しました。しかし、同年に「奨学金募集要項申請書」の中に人権に配慮を欠く記載欄があったため、募集要項を訂正のうえ配布済み関係書類の差し替えと回収を行い、併せて、全庁の申請書類の確認を行いました。今後も継続して確認を続け、不必要な記載欄をなくすように努めています。

また、2011(平成23)年に、市立学校長を会長とする「新潟市同和教育研究協議会」が結成されたことから、同会と連携・協働して、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、真に人権尊重の社会を実現するために、同和教育に関する研修、啓発及び実践を推進しています。

平成30年調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、平成25年調査と同様に、「同和地区(被差別部落)出身者に対する人権」との回答が1割と市民の関心が低く、2016(平成28)年に施行された「部落差別解消推進法」に対する認知度も「名前だけ知っている」を入れても3割と低い結果でした。一方、第三者による身元調査については9割近くが「すべきでない」とし、「日ごろ、親しく付き合っ

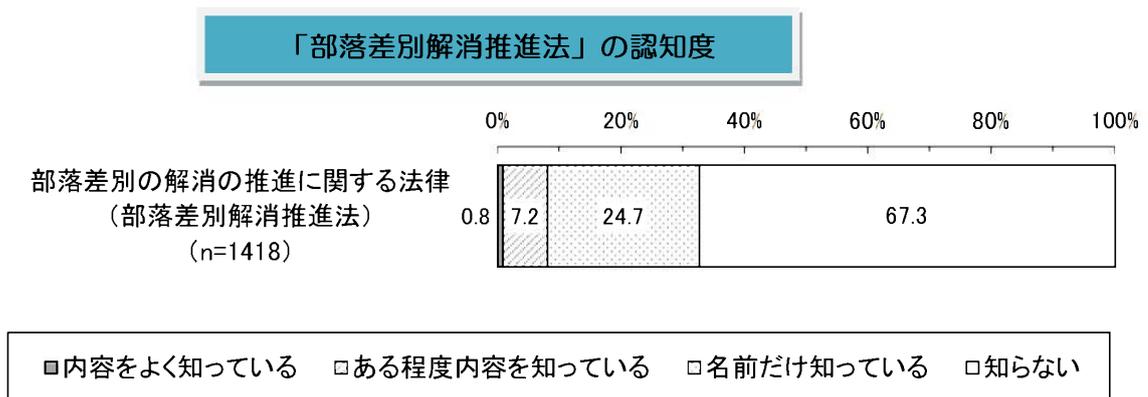
ている人が同和地区の人であることがわかった場合」についても9割の人が「これまでと同じように付き合う」と回答しています。また、「同和問題を解決するために必要なこと」に対し、平成25年調査と同様に「市民一人ひとりが正しい理解を深めるように努力する」の回答が5割近く、「学校や地域における同和教育」の回答が4割あり、引き続き人権教育・同和教育の推進が必要と考えられます。「同和問題を知ったきっかけ」に対し、学校の授業で教わった割合は10歳代、20歳代の若い年代で高い数値を示しており、学校同和教育が同和問題を知る大きなきっかけになっていることがうかがわれ、今後とも学校での同和教育の重要性を示しています。

<課題>

同和問題については、知らない世代が増えたことから、放っておけば忘れられる「寝た子を起さずな」という考え方が根強くありますが、同和問題の解決には、こうした認識の解消が必要であり、そのためには厳しい差別の現実によく学び、そこから被差別者の痛みや悲しみを共有し「差別を許さない」とする共感と連帯の輪をこれからも広げていく必要があります。

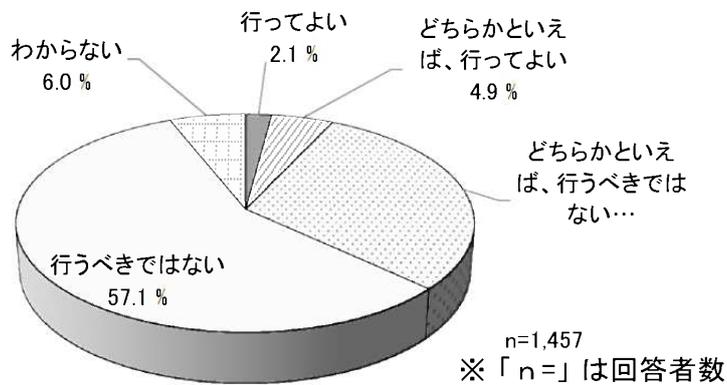
<施策の方向性>

同和問題に関する誤った認識や偏見をなくすためには、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めることが何より重要なことから、市職員や教職員への研修の充実に努め、人権問題や同和問題に対する職員の意識向上を図るとともに、人権に関わる関係機関や関係団体等と連携・協働して人権教育・啓発に取り組み、学校での同和教育や市民の人権意識啓発に努めます。

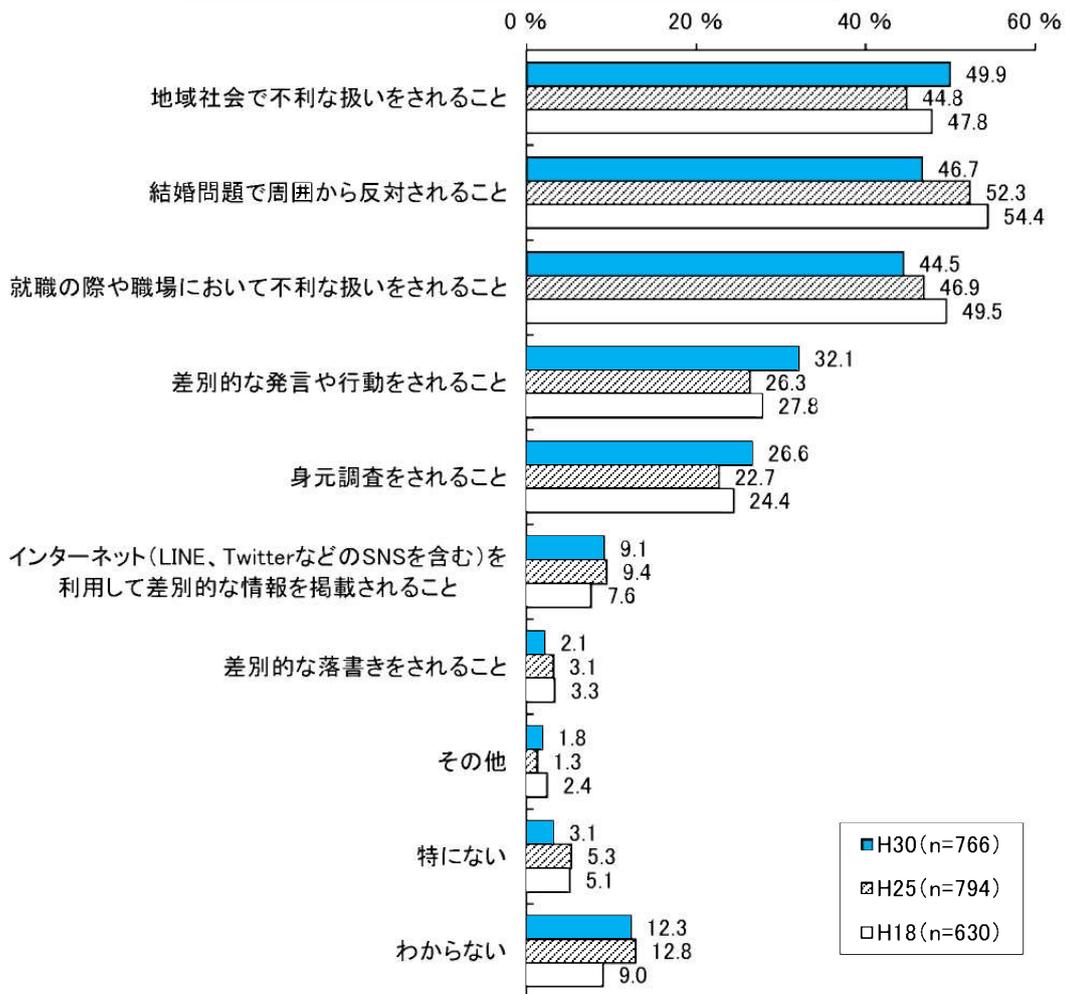


※「n」は回答者数

第三者による身元調査の実施についての考え



同和問題で人権上問題だと思うこと



※「n=」は回答者数であり、回答者は同和問題を「知っている」の回答者

6 外国籍市民等

<現状>

国際化が進展する中、新潟市には5,830人(2019(令和元)年5月末日現在)の外国籍市民が暮らしており、全人口に占める構成比は約0.7%となっています。また、日本国籍であっても、両親のいずれかが外国籍である子や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、外国につながりがある多様な文化的背景を持つ人々が暮らしています。

我が国では、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受け入れを図るための「改正出入国管理及び難民認定法(改正入管法)」が2019(平成31)年から施行され、新たな外国人材受け入れに伴う生活者としての外国人の支援が図られています。また、外国人材受け入れを拡大する新制度の開始に伴い、「日本語教育の推進に関する法律(日本語教育推進法)」制定され、国や自治体には、国内で暮らす外国人らへの日本語教育を推進することが責務とされました。

また、2016(平成28)年には「ヘイトスピーチ解消法」が施行されています。これは、日本に居住している外国出身者やその子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することを扇動するような言動の解消を目的としています。

新潟市では、日本語教室や医療通訳体制の支援、災害時の外国籍市民支援体制の整備や留学生と地域との交流に関する事業について重点的に取り組んでいます。

平成30年調査では、「外国籍市民等に対する人権侵害だと思うこと」に対し、平成25年調査と同様に「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと」、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」、「生活に必要な情報の提供や説明が不十分であること」の回答がそれぞれ3割近くを占めました。「外国籍市民等の人権を守るために必要なこと」に対しては、「外国語による相談の場を増やす」の回答が4割となっています。「相互理解と交流を深める」の回答は3割ありますが、平成25年調査、平成18年調査よりも急速に減っています。「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度は、「内容をよく知っている」と「ある程度内容を知っている」を合わせて1割にとどまっています。

<課題>

外国につながりがある多様な文化的背景を持つ市民の中には、言葉や文化、生活習慣の違いなどから、生活に不便をきたしたり、行政サービスを受ける機会を逃すケースが見受けられたり、近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく、社会の中で孤立する場合があります。

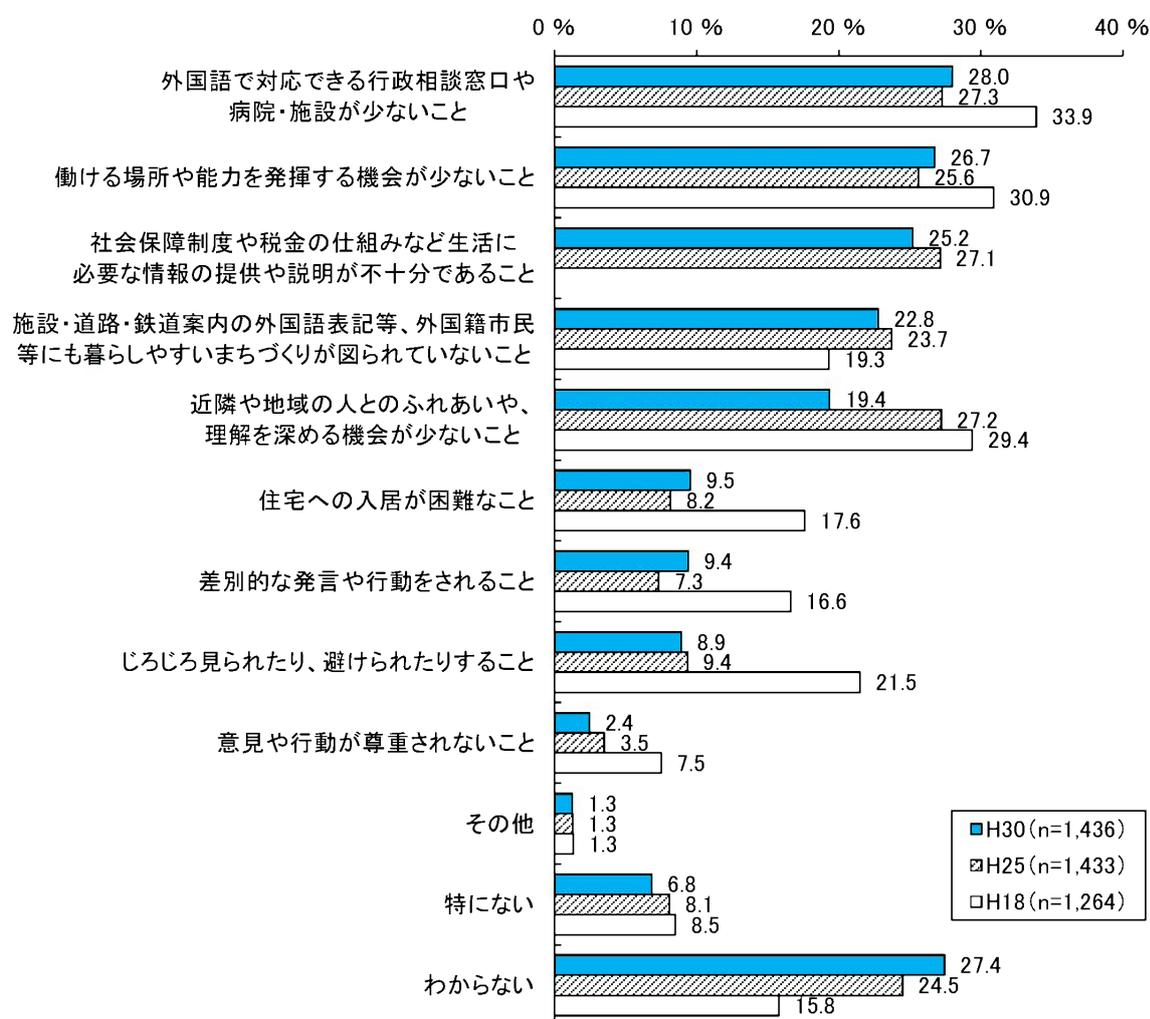
また、「ヘイトスピーチ解消法」については、その認知度を高める必要があります。

<施策の方向性>

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生社会」の実現に向け、**公益財団法人新潟市国際交流協会**や民間団体との連携のもと、文化や生活習慣の違いを理解する国際理解事業を通じて、多様な文化に対する市民の理解を広げるとともに、やさしい日本語や外国語による情報提供、相談体制の充実、日本語講座の開催などを実施し、困難な状況に直面している人々への支援を図り、外国籍市民等が地域社会の一員として安心して暮らせるまちづくりを目指します。

また、「ヘイトスピーチ解消法」の認知度を高めるよう市民啓発に取り組みます。

外国籍住民に対する人権侵害だと思うこと



※「n=」は回答者

7 HIV感染者・ハンセン病患者等

医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方で、さまざまな病気に関し、正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえません。特にHIV／エイズやハンセン病に対する正しい知識や理解が不足していることから、患者や元患者、感染者、家族等への偏見や差別は依然として残っています。

(1) HIV感染者等

<現状>

HIVは感染力が非常に弱く、感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。また、早期発見と治療をすることで、エイズの発症を遅らせたり、治療効果を高めたりすることが可能となっています。

世界レベルでエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、世界保健機関（WHO）が世界エイズデーを制定し、世界各国でエイズに関する啓発活動を行っています。

我が国の新規HIV感染者・エイズ患者報告数は2008（平成20）年をピークに年間約1,500件前後で横ばいに推移しています。社会全体で総合的なエイズ対策を実施していくため、エイズ予防指針に基づき効果的な普及啓発や発生動向調査の強化などを推進しています。

エイズ患者・感染者・家族等に対する偏見や差別の解消のため、世界エイズデー関連行事、学校等での健康教育や保健所で実施している無料匿名のエイズ相談・検査等を通じて、人権に配慮した正しい知識の普及・啓発活動の推進を図っています。

平成30年調査では「HIV感染者等に対する人権侵害だと思うこと」に対し、「わからない」が4割と最も多く、平成25年調査に比べても回答率が増えました。また、「HIV感染者等の人権を守るために必要なこと」に対し、回答率は減少したものの、「医療体制やカウンセリング体制の充実」、「正しい知識を義務教育の中でも教育する」との回答が4割を超えています。

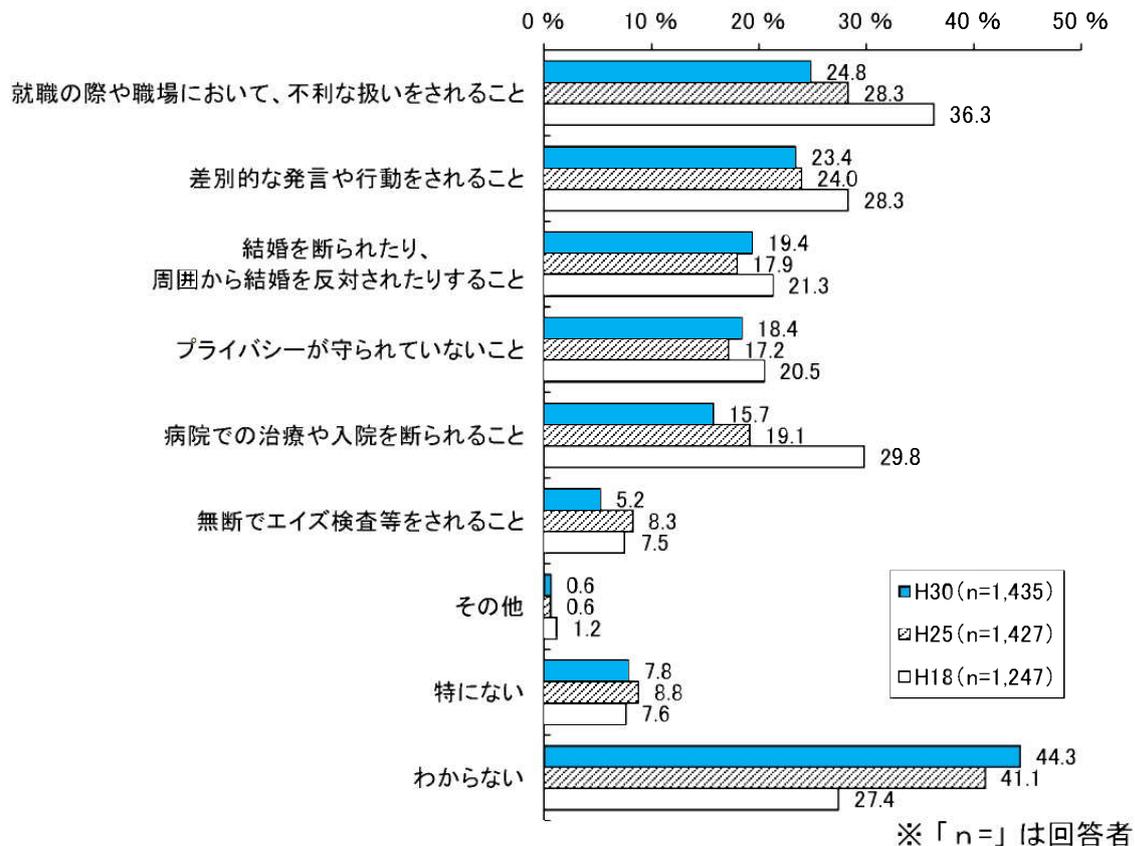
<課題>

エイズ患者・感染者・家族等への差別や偏見を解消する**必要があります**。

<施策の方向性>

今後ともHIV感染者などに対する偏見や差別の解消のため世界エイズデー関連行事、中学・高校等の健康教育や保健所で実施している無料匿名のエイズ相談・検査等、さまざまな機会を通じて人権に配慮した正しい知識の普及・啓発活動の推進を図ります。

HIV 感染者等に対する人権侵害だと思うこと



(2) ハンセン病患者等

<現状>

ハンセン病は、病原性の弱い「らい菌」による感染症であり、万一、発病しても適切な治療で完治することができます。しかし、過去には恐ろしい病気として、患者を強制隔離するという政策が行われたこともありました。この従前の政策などが患者等に対する偏見や差別を招き、誤った認識がなかなか改められませんでした。2003（平成15）年には熊本の温泉ホテルが「他の利用客に迷惑がかかる」としてハンセン病元患者の宿泊を拒否する差別問題が起きるなど、今なお社会に存在する偏見や差別意識がハンセン病患者等に苦痛や苦難を与え、社会復帰を妨げる原因となっています。

<課題>

患者・元患者・家族等への差別や偏見を解消する必要があります。

<施策の方向性>

今後とも県や関係団体が実施するハンセン病療養所訪問事業に職員を派遣し、過去に行われた施策を学ぶとともに、パネル展等の事業に協力するなど、人権に配慮した正しい知識の普及・啓発活動の推進に努めます。

8 新潟水俣病被害者

<現状>

新潟水俣病は、阿賀野川への工場排水に含まれていたメチル水銀が川魚の体内に濃縮蓄積され、それを流域の住民が食べ、体内に取り込まれたことによって起きた公害です。

この新潟水俣病は、流域住民に健康被害をもたらしただけでなく、被害者やその家族に対し、病気を理由とした偏見や差別を生み、地域社会にも深刻な問題をもたらしました。認定申請や裁判を巡っても「金銭（補償金）目的」、「ニセ患者」、「補償金で水俣御殿を建てた」などと中傷されたり、ねたまれることがあり、精神的にも深く傷つけられました。

2013（平成25）年、熊本市及び水俣市で約140か国が出席した外交会議及びその準備会合が開催され、「水銀に関する水俣条約」が全会一致で採択され、2017（平成29）年に発効しました。それに伴い、国は水俣病の教訓・経験・対策等を引き続き世界に発信するとともに、地域再生に取り組む現在の水俣の姿を内外にアピールし、環境をてこにした地域づくりの取組を一層支援していくことを表明しています。

他方、1995（平成7）年の未認定者救済の政治解決や2009（平成21）年の「水俣病被害者救済特別措置法」による救済策など国の解決策が行われたものの十分な解決に至らず、新潟水俣病公式確認から50年以上経た今日でも健康被害の訴えは続いており、水俣病の認定申請や裁判が提起されるなど現在も大きな社会問題となっています。

新潟市では、新潟水俣病患者の方々安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、認定患者や手帳所持者への家庭訪問、申請者医療救済事業、市民講座、地域の環境学習支援事業、職員研修など、健康面・精神面での支援や経済的支援及び新潟水俣病に対する正しい理解の促進に取り組んでいます。

平成30年調査では、「新潟水俣病被害者等に関して人権侵害だと思うこと」に対し、「偏見を持たれること」の回答が4割、「十分に救済されていないこと」の回答が3割あり、いずれも平成25年調査に比べ回答率が減少し、逆に「わからない」の回答率が増加し3割となっています。また、「新潟水俣病被害者等の人権を守るために必要なこと」に対し、「相談できる体制を整備する」の回答が4割、「教育・啓発広報活動を推進する」の回答が3割半ば、「生活費や治療費を援助する」の回答が3割といずれも平成25年調査に比べ回答率が減少する一方、「わからない」の回答率が増加し2割半ばとなっています。調査からは、誤った情報が重大な人権侵害につながった新潟水俣病の教訓が十分に活かされているとは、まだまだ言いがたい状況です。

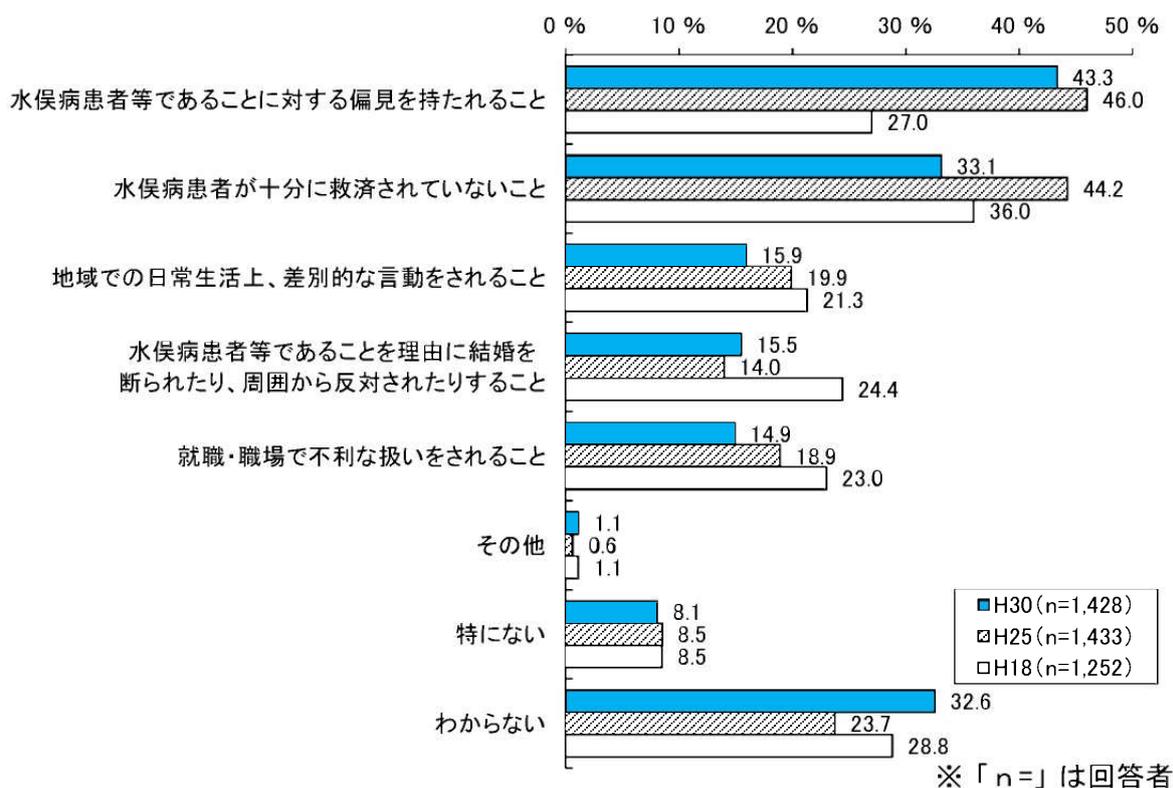
<課題>

平成30年調査では、いずれの調査項目においても「わからない」の回答率が、以前の調査に比べて増えており、他の回答は総じて減少傾向を示しています。これは新潟水俣病に係る教育・啓発活動について「わからない」というだけでなく、同病そのものが「わからない」という可能性も考えられるため、今後もより多くの人に水俣病について理解してもらう機会を作り、差別や偏見をなくしていく取組を継続していくことが重要です。

<施策の方向性>

新潟市では、県・関係市町・関係団体と連携し、新潟水俣病の教訓を活かし、これからも人権が尊重される社会の実現に向け、教育・啓発活動などをさらに推進していきます。

新潟水俣病患者等に関して人権上問題だと思うこと



9 北朝鮮当局による拉致被害者

<現状>

国連人権理事会では12年連続、国連総会では14年連続で北朝鮮人権状況決議が採択されており、北朝鮮に対して、拉致問題を含むすべての人権侵害を終わらせる手段を早急に取り組むことを求めています。

国連安全保障理事会においては、2014（平成26）年、人権状況を含む北朝

鮮の状況が包括的に議論されて以降、「北朝鮮の状況」に関する国連安保理会合が4年連続で開催されています。また、日本・アメリカ・韓国・中国・ロシア・北朝鮮の六者会合において2005（平成17）年に採択された共同声明では、拉致問題を含めた諸懸案事項を解決することを基礎とした、国交を正常化するための措置をとることが、目標の一つとして位置付けられました。

北朝鮮による日本人拉致は犯罪行為であり、かつ国家による許されない人権侵害であることから、国においても2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権法）」を制定しています。

2013（平成25）年1月、日本政府は、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、すべての国務大臣からなる新たな「拉致問題対策本部」を設置しました。

新潟市では、県や関係機関と連携した啓発事業等（県民集会、巡回パネル展、映画「めぐみ」の上映会など）を年間通じて実施しています。

平成30年調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、「拉致被害者とその家族に対する人権問題」との回答が3割近くとなっています。年代別では、若い年代で関心が低く、年代が高くなるにつれて関心が高くなっています。自由意見では早期解決を望む声が多数寄せられ、それ以外にも、「国民主導の取組が必要」、「拉致被害者やその家族に対する、協力・支援が必要」などの意見がありました。

<課題>

2017（平成29）年4月には北朝鮮の担当大使による政府間合意そのものを破棄した旨の発言があるなど、拉致問題の解決がさらに遠ざかるのではないかと強く懸念されます。被害者家族の高齢化は一刻の猶予もなく、2019（平成31）年2月には拉致被害者家族会と救う会は、初めて朝鮮労働党委員長あてに「全拉致被害者の即時一時帰国を決断してほしい」とする共同メッセージを発信しましたが、未だ帰国は実現していません。

時間が経つにつれ、市民、特に若年層の関心が低くなり、拉致問題が風化してしまうおそれも懸念されます。

<施策の方向性>

これは国家間の問題ですが、新潟市は拉致問題解決のため、国の施策推進に協力するとともに、あらゆる機会を通じ市民啓発に努め、早期解決を訴えるなど、今後も全面解決に向け取り組んでいきます。同時に、北朝鮮当局による国家の犯罪であることから、市内の韓国・朝鮮籍市民がいわれなき差別や排斥を受けることのないよう配慮が必要です。また、拉致被害者が帰国した際に、本人や家族を地域全体で受け入れ、支えながら、安心して暮らせる環境づくりが必要です。

10 性的マイノリティ

<現状>

近年、LGBTなどの性的マイノリティについてはマスコミで多く取り上げられ、人権問題として広く認知されるようになってきました。

恋愛・性愛対象となる性別（性的指向）が同性に向かう同性愛や両方の性別に向かう両性愛、からだの性（生物学的な性）とこころの性（性自認）に違和感を持つ人（トランスジェンダー）に対する理解は十分ではないため、当事者の多くは偏見や差別を恐れ、生きづらさを抱えています。

法務省が「主な人権課題」として掲げる17項目の中には「性的指向」、「性同一性障害者」の2項目があり、同省の人権擁護機関では、これらの人々の人権擁護を図るため、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。

新潟市では、性的マイノリティ支援事業として、講演会の開催などによる市民への啓発、電話相談による当事者やご家族などへの支援を行っています。また、市職員向けにも研修を行い、理解を深めています。

平成30年調査では、新たに性の多様性に関する設問を設けました。その中で、「LGBT等性的少数者の人権を守るために必要なこと」に対し、「学校現場における理解の促進」の回答の割合が最も高く、3割半ばとなっています。次いで「職場における理解の促進」、「相談・支援体制の充実」が3割、「わからない」、「法令の制定や制度の見直し」、「啓発・広報活動の推進」の回答が2割台となっています。

<課題>

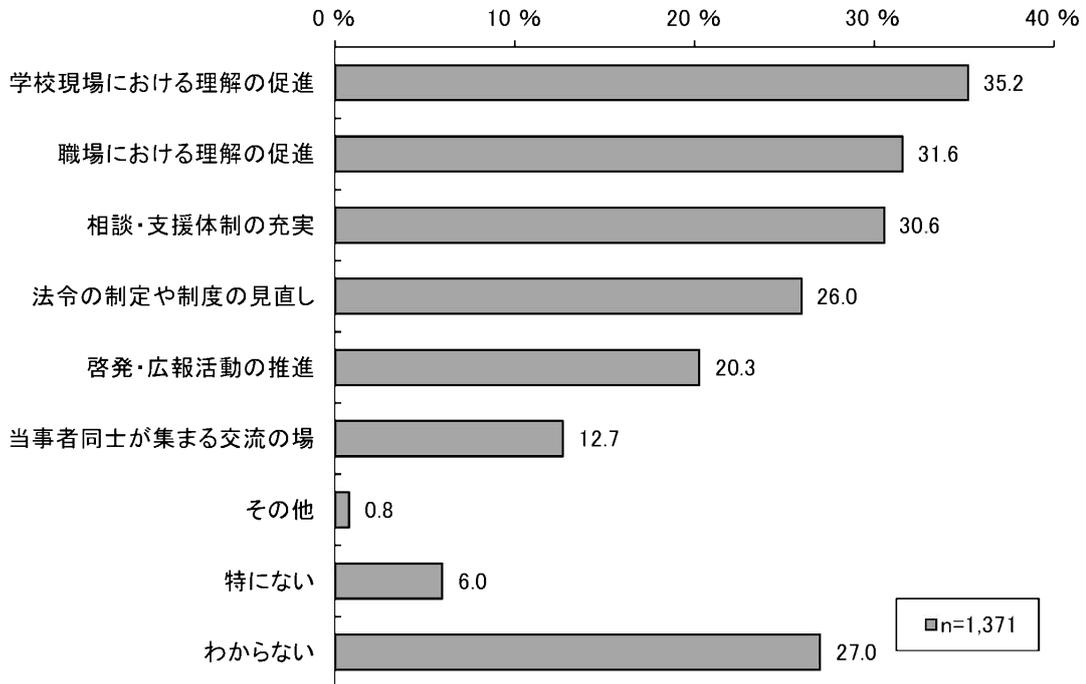
性的マイノリティについては、まだ社会において正しい認識が十分でないため、当事者やその家族が、周囲の人々の誤解や無理解によって差別を受けたり、何気ない言葉や態度に傷つけられたりしています。

また、当事者やその家族が、性的マイノリティに関する正しい知識や相談窓口などの情報を得る機会が少ないことにより、性のあり方について悩み、誰にも相談できない状況にあります。

<施策の方向性>

性の多様性に関する正しい認識を市職員はもとより、学校現場を含む社会全体に広げ、当事者やその家族が差別や偏見を受けることなく、誰もがその人らしさを尊重される社会づくりを進める必要があります。

性的マイノリティの人権を守るために必要なこと



※「n=」は回答者

1.1 さまざまな人権問題 (ホームレス)

さまざまな理由で公園や路上、架橋の下などで日常生活を営んでいるホームレスは、自立の意思や就労意欲がありながら失業状態にある人や、病気などにより医療や福祉などの支援を必要としている人もいます。

ホームレス自立支援施策については、2002（平成14）年施行の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」に基づき、国において基本方針が策定され、国及び地方公共団体においては、当該目標に関する総合的又は地域の実情に応じた施策の策定及び実施が責務とされ、総合的に施策が講じられています。

また、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、「生活困窮者自立支援法」が2015（平成27）年から施行されています。

新潟市では、「生活困窮者自立支援法」に基づき、失業・病気・人間関係などさまざまな理由で困りごとを抱え、経済的に困窮している方に対して、状況に応じた支援を行っています。自立に向けた人的な支援が中心となっている制度で、この中の一時生活支援事業により、ホームレス支援に継続的に取り組んでいます。

ホームレスは、怠け者や落伍者であるとの偏見や差別意識により、嫌がらせや暴

行を受ける事件が発生していることから、ホームレスの早期発見と自立に向けた適切な支援を行うためにはその偏見や差別意識が解消するよう啓発活動を推進することが必要です。

（犯罪被害者など）

犯罪被害者とその家族などは、生命や財産を奪われる、傷害を負わされるという直接的な被害に加え、周囲の人の無理解や配慮に欠けた言動、不特定な他者からの偏見や誹謗中傷、報道機関の過剰取材等により、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の二次被害に苦しめられる場合もあります。

そのため、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」として、2004（平成16）年に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。

犯罪被害者などが受けた被害の回復及び軽減を図るためには、地域社会において配慮し、尊重し、支えることが必要です。

（刑を終えて出所した人）

刑を終えて出所した人やその家族に対しては根強い偏見があり、社会復帰の基礎となる住居の確保や就職などで、さまざまな差別的な扱いを受けている場合もあります。

2016（平成28）年に「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」の成立を受け、国、地方公共団体、民間の連携をさらに進めるため、国は再犯防止推進計画を策定しました。

新潟市では、保護司会の運営する「更生保護サポートセンター」の開設や、「社会を明るくする運動」に協力してきました。

刑を終えて出所した人の社会復帰には、本人の強い更生意欲が必要なことはもちろんですが、地域社会があたたかく迎え入れる土壌づくりが必要です。

関係機関と連携し、また国で主催する「社会を明るくする運動」に協力し、刑を終えて出所した人が適切に処遇されることにより再犯を防ぎ、自立し更生することを助けることで、個人と公共の福祉を増進するという更生保護思想の普及に努めます。

（個人情報）

行政や企業が保有している大量の個人情報の流出、個人情報の不正取得、インターネット掲示板への個人情報の書き込み、公共物への落書きなど人権侵害につながる個人情報の問題が発生しています。また、2013（平成25）年に、社会保障・税番号制度等を規定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律（マイナンバー法）」が制定され、マイナンバーの利活用が推進されていることから、今後ますます個人情報の取り扱いに慎重さが求められます。

個人情報の流出が人権侵害につながることを職員自らが自覚するとともに、個人情報の適正な取り扱いについて市民に理解を深めてもらうことが必要です。

（職業差別）

技術の進展や生活形態の変化に伴い新たな産業が生まれ、また昔ながらの職業も分業化が進むなど、職業の多様化が進んでいます。

これらの職業に貴賤はないのですが、宗教的・歴史的な理由による偏見から特定の職業への社会的評価が低く、これらの職業への差別が根強く残っています。職業に区別なく働く一人ひとりの人権が等しく尊重され、偏見や差別を生み出さない社会づくりが必要です。

機会をとらえ、関係機関と連携して、企業の公正な採用選考に向け周知・啓発を図ります。

（その他）

そのほか、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や新潟県の「人権教育・啓発推進基本指針」で取り上げている「アイヌの人々」、「東日本大震災に起因する人権侵害」などの人権問題についても「すべての人の人権を尊重する」という視点に立ち人権教育・啓発を行います。

第6章 総合的かつ効果的な計画推進に向けて

1 庁内推進体制の充実

本計画に基づく人権教育・啓発施策を推進するため、全庁的に組織する「新潟市人権教育・啓発庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）」の充実を図りながら、各部署で行われている計画・施策が人権尊重の視点から取り込まれるよう調整を行い、人権が尊重される社会の実現に努めます。

また、新たな人権問題や複数の部署に関係する人権問題などに対して、迅速かつ適切に対応できるよう、庁内の協力・連携を進めます。

2 関係機関や民間団体等との連携・協働

すべての人の人権が尊重される社会を実現するには、市の人権にかかる施策だけでは限界があることから、関係機関や関係団体との連携・協働が必要です。また、市民一人ひとりの理解と協力も必要です。

新潟地方法務局、新潟人権擁護委員協議会、新津人権擁護委員協議会、新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会（新潟県・新潟地方法務局・新潟県人権擁護委員連合会と本市で構成）と協働し、効率的かつ有効な啓発活動を進めるとともに、全国の政令指定都市や県内の市町村とのネットワークを活用し情報交換を行い、連携を進めます。

当事者団体や支援団体とは、意見や要望を聞いて人権相談・救済について連携を強化するほか、講演会・講習会の講師依頼や情報交換、課題の把握など連携・協働を進めます。企業等へは、国・県など関係機関と連携しながら、人権教育・啓発の取り組みを働きかけるとともに、研修教材や情報提供などの支援を行い、効果的な教育・啓発が進められるよう連携に努めます。

3 計画の評価

本計画に基づく人権教育・啓発の施策や事業の進捗状況は、各部署で自己評価し、庁内推進会議及び外部の委員で構成する「新潟市人権教育・啓発推進委員会」で検証したうえ、その施策や個別事業は市のホームページに掲載するなど情報公開を行い、市民からの意見や要望を聞きながら改善に努めます。

また、本計画は、定期的に人権に関する市民意識調査を実施し、「人権が守られている」及び「人権に関する関心」についての意識の推移を注視しながら、総合的に検討・評価します。

用語の解説

<五十音順>

あ行

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化, 障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ, 自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下, 障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

インクルージョン

直訳すると「包括・包含」のこと。「ダイバーシティ（多様性）」とともに使うことで, 社会や組織が多様性を受入れ, 互いに認め, 活かし合うありさまをいう。

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）

ヒトの免疫細胞を破壊し, 免疫力を低下させるウイルス。ヒトの血液や体液にいる。主要な感染経路は性行為による感染であり, その他の感染経路としてH I Vに汚染された血液を介した感染, 母子感染等がある。治療の進歩により, 早期に治療を開始した感染者は健常者と同等の生活を送ることができるようになった。

S N S

Social Networking Serviceの略で, 登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や, 同じ趣味を持つ人同士が集まったり, 近隣地域の住民が集まったりと, ある程度閉ざされた世界にすることで, 密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

N G O

Non-Governmental Organizationの略称で, 非政府組織。当初は援助・環境・開発・人権等の分野で国際的に活動する非政府間の組織を意味していた。しかし, 現在では国・自治体・企業以外の国内で活動する民間団体もこのように呼ばれている。

N P O

Non-Profit Organization又はNot-for-Profit Organizationの略称で, 民間非営利組織。様々な社会貢献活動を行い, 団体の構成員に対し, 収益を分配することを目的としない団体の総称。

L G B T

Lesbian（レズビアン）＝女性同性愛者, Gay（ゲイ）＝男性同性愛者, Bisexual（バイセクシュアル）＝両性愛者, Transgender（トランスジェンダー）＝性別越境者の頭文字をとった単語で, セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称の

ひとつ。

オンブズパーソン

スウェーデン語のオンブズマン（代理人、代弁者）と英語のパーソン（人）をもとにした造語。行政機関に対する市民による苦情処理などを行うことを職務とする人。

か行

外国籍市民

新潟市において、施策・事業等の対象者とする場合に、新潟市内に居住されている住民であることを念頭に、現在の国籍が外国籍である人だけでなく、日本であっても、両親のいずれかが外国人である子や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、外国につながりがあり、多様な文化的背景を持つ人々の総称をいう。

協働

新潟市自治基本条例では、市民と市が対等な関係で相互の立場や特性を理解し、目的を共有し、並びに連携や協力することとしている。「市民と市の対等な関係」とは、市民の自発的な活動を前提とし、お互いの自主性・自立性を尊重し、損なうことのないよう配慮することを意味する。

合理的配慮

障がいのある人（本人が意思の表明を行うことが困難な場合にはその支援者）が社会的障壁の除去を求めている場合や、それを認識しうる場合において、障がいのある人の人格、人権及び意向を尊重し、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な変更及び調整を行うことであって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

国際連合（国連）

1945年10月24日、20世紀前半に二度にわたって悲惨な世界大戦を経験した反省を踏まえ、国際平和を維持する目的をもって設立された政府間国際組織。

さ行

人権条約

人権の保護と促進を目的に国連が中心となって採択した人権に関する条約。日本は「自由権規約」、「社会権規約」、「女性差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」、「人種差別撤廃条約」、「拷問等禁止条約」等の条約の締約国である。

スクールカウンセラー

児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るために配置された、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家。

性的マイノリティ

LGBTなど、性的指向・性自認において多数派と異なる人。

性同一性障害

生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらの性に所属しているかをはっきり認知していながら、その半面で、人格的には自分が別の性に属していると確信している状態。

セクシャルハラスメント（セクハラ）

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けるなど、職場の環境が不快なものとなることをいう。

た行

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

Domestic Violenceの頭文字をとってDVともいう。配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、性的暴力、経済的暴力などのこと。

トランスジェンダー

こころの性とからだの性に違和感を持つ人。

な行

新潟市自治基本条例

新潟市における住民自治の基本理念や自治体経営の基本原則などを盛り込むとともに、市民による主体的なまちづくりのための住民参画の考え方などを定めるもの。

新潟水俣病患者

新潟県の新潟水俣病地域福祉推進条例において、新潟水俣病の原因であるメチル水銀が蓄積した阿賀野川の魚介類を摂取したことにより通常のレベルを超えるメチル水銀にばく露した者であって水俣病の症状を有する者と定義されている。公害健康被害の補償等に関する法律による認定患者で水俣病総合対策の手帳を持っている方や新潟水俣病福祉手当を受給されている方も新潟水俣病患者とされている。

にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）

新潟市政の最上位計画で、2015（平成27）年度から2022（令和4）年度までの8年間における新潟市が目指す姿（都市像）の実現に向けたまちづくりについて示す計画。まちづくりの主役である市民と目指す方向を共有するもの。

は行

ハラスメント

英語のharassmentで「嫌がらせ」「相手を悩ませること」などを意味する。「セクシャルハラスメント」、「パワーハラスメント」などがある（→それぞれ用語を参照）。

パワーハラスメント（パワハラ）

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるなど、職場環境を悪化させる行為をいう。

ハンセン病

ノルウェーのハンセン博士によって発見されたらい菌という細菌によって引き起こされる感染症。らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病しても現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。

プライバシー

個人の日常生活や社会行動について、他人の干渉を許さない各個人の私生活上における自由。

ヘイトスピーチ

一般的に「憎悪に基づく差別的な言動」を意味し、外見上の特徴、国籍、人種、民族、出生、性別、職業、思想、宗教などの違いを理由に、暴力、暴言、誹謗中傷、差別発言や書き込みなどを行い、差別をあおったり、侮辱したりする行為。

本人通知制度

住民票の写し等の不正取得による個人の権利利益の侵害を防止するとともに、住民票の写し等が第三者等に交付された事実を知る権利を保障することを目的とする制度。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

計画改訂までの経過

1 経過一覧

| | 市 民 | 外部委員 | 議 会 |
|-----------------|--|-----------------------------|---------------------|
| | 人権に関する市民意識調査 パブリックコメント | 人権教育・啓発推進委員会 | |
| 平成30年 (2018) | | | |
| 6月 | 6月4日～7月3日 市民委員の公募 | | |
| 7月 | | | |
| 8月 | | 8月1日 第1回委員会 8月30日 第2回委員会 | |
| 9月 | | | |
| 10月 | 10月12日～11月2日 人権に関する市民意識調査 | 意見 | |
| 11月 | | | |
| 12月 | 12月5日 人権意識調査結果速報値 | | |
| 平成31年 (2019) | | | |
| 1月 | | 意見 | |
| 2月 | | 2月22日 第3回委員会 | |
| 3月 | 人権に関する市民意識調査 報告書 | | |
| 4月 | | | |
| 令和元年 (2019) | | 反映 | |
| 5月 | | | |
| 6月 | | | |
| 7月 | | 7月16日 第4回委員会 計画改訂案 | |
| 8月 | | | |
| 9月 | | | |
| 10月 | | 10月2日 第5回委員会 | 報告 |
| 11月 | | | |
| 12月 | | | 12月〇〇日 市民厚生常任委員会 |
| 令和2年 (2020) | | 募集 | |
| 1月 | 12月〇〇日～1月〇〇日 新潟市人権教育・啓発推進 計画改訂案に対するパブリッ クコメント(市民意見)募集 | 反映 | |
| 2月 | 最終意見 | | |
| 3月 | 新潟市人権教育・啓発推進計画改訂版 | 3月〇〇日 第6回委員会 | |

2 人権教育・啓発推進委員会委員名簿

(五十音順, 敬称略)

| 氏 名 | 役 職 |
|---------------------|----------------------------|
| あかつか ひさこ 赤塚 久子 | 人権擁護委員 (新潟人権擁護委員協議会) |
| いはら まちこ 伊原 真千子 | 弁護士 (新潟県弁護士会) |
| おおた しんいち 太田 信一 | 部落解放同盟新潟県連合会会計 |
| かわさき ひかる 川崎 晃 | 連合新潟地域協議会事務局長 |
| ○ さいとう ゆうこ 齊藤 裕子 | 新潟市立 ^{むすぶ} 結 小学校長 |
| たかはし くまき 高橋 熊樹 | 公募委員 |
| ◎ たまき ていこ 田巻 帝子 | 新潟大学人文科学系 (法学部) 教授 |
| むろはし はるき 室橋 春季 | 新潟県人権・同和センター事務局長 |
| よこお みよこ 横尾 三代子 | 新潟市社会福祉協議会 福祉相談支援課 相談支援係長 |

計 9 名

※ ◎ : 委員長 ○ : 副委員長

※ 役職は平成 31 年 4 月 1 日現在

3 パブリックコメント実施結果

- (1) 募集期間 令和元年 12 月〇〇日～令和 2 年 1 月〇〇日
- (2) 意見数 〇〇件
- (3) 意見概要 パブリックコメント実施結果は、新潟市ホームページに掲載していません。

URL [http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/jinken/...](http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/jinken/)

新潟市人権教育・啓発推進計画

編集・発行：新潟市市民生活部広聴相談課

| | |
|--------|---------|
| 発行：第1版 | 平成20年7月 |
| 第2版 | 平成23年3月 |
| 改訂版 | 平成27年3月 |
| 改訂版 | 令和元年 3月 |



一人ひとりの人権が
大切にされるまち
新潟市

新潟市市民生活部広聴相談課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL : 025 - 226 - 1016 (直通) FAX : 025 - 223 - 8775

E-mail : kocho@city.niigata.lg.jp